

# 食品に関するリスクコミュニケーション（福岡）

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会

平成17年11月17日（木）14：00～17：11

ホテルレガロ福岡

主催：内閣府食品安全委員会

午後2時 開会

(1) 開会

司会(西郷) 皆様こんにちは。本日は、お忙しいところお運びいただきましてありがとうございます。ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 - 」を開催させていただきます。

私、食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。本日、進行役をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(2) 開会挨拶

司会 それでは、主催者を代表いたしまして、食品安全委員会の見上彪委員からごあいさつを申し上げます。

見上委員 こんにちは。食品安全委員会の見上です。

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

後ほど西郷の方から本日お配りした資料の説明があると思いますけれども、とりあえず資料1をお手元に出していただけますか。

食品安全委員会では、この資料1の(案)と書いてある「『米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性』に係る食品健康影響評価」という非常に長くてわかりにくい諮問を、そのページの3ページを見ていただけるといいんですけれども、平成17年5月24日、農林水産省並びに厚生労働省から受けたということでございます。

その説明を、このページ3に書いてありますように、平成17年5月26日、我々の委員会で受けて、その後プリオン専門調査会で、平成17年5月31日から計10回にわたって審議され、その報告を受けたのが、平成17年11月2日です。そういうことで、今回このことに関してリスクコミュニケーションをスタートしたということでございます。

すなわち、ここに書かれている内容について、国民の皆様にご説明するとともに、ご意見を伺うために、現在広く意見募集を行っているところでありますけれども、この期間に合わせて、今日のような全国各地、全部で7カ所なんですけれども、順次意見交換会を開催し、消費者、生産者及び事業者等の関係者の皆様に理解を深めていただき、さまざまな立場の方々が相互に意見の交換を行う機会を設けることにしたわけでございます。これは、

食品安全委員会における審議のプロセスの各過程において実施するいわゆるリスクコミュニケーションの一環であることを申し添えます。

本日は、まずプリオン専門調査会のメンバーであられる九州大学の甲斐専門委員から、プリオン専門調査会での論議の背景や経緯、そして審議内容等に関しましてご説明をいただき、ご講演をいただきまして、ちょっと休んで場を変えてから、参加関係者の代表の方々をパネリストとしてご登壇いただきまして、それぞれの立場から論議を深めていただいた上で、会場の皆様とともに意見の交換を行い、皆様方相互にこの問題について議論を深めていければ、そのように考えています。

BSE問題につきましては、今後ともの確な対応が必要とされています。食品安全委員会としては、このような取り組みを通じて皆様からいただきましたご意見を審議の参考としながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元、水色の封筒の中でございます。配布資料一覧が入っていると存じます。議事次第が1枚。今日ご講演あるいはパネルディスカッションに出る方々のプロフィールが1枚。それから、パネルディスカッション、意見交換のときの座席表が1枚でございます。

その次に、今見上委員からお話ございました資料1といたしまして、今意見・情報の募集の対象となっております食品健康影響評価の案の本文でございます。資料2が1枚紙でございますが、その概要。資料3がスライドの打ち出しとなっておりますが、このリスク評価(案)のポイントでございます。

それから、参考資料1、これは今意見・情報の募集を11月29日までしているというお知らせでございます。参考資料2、これが厚生労働省、農林水産省から食品安全委員会にいただきましたリスク評価依頼の本文でございます。参考資料3は、厚生労働省、農水省におつくりいただきました米国・カナダにおけるBSE対策と我が国の対策との比較、これもスライドの打ち出し資料でございます。

それから、その後にアンケートの用紙が入っていると存じます。これは、私どものこうした意見交換会を今後ますますよしい形にしていくためにということで、ご意見をちょうだいいたしたいと存じております。ご記入の上、お帰りの際に受付で回収いたしますの

で、置いていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

あと、食品安全委員会のリーフレット、小さいものでございます。それから、「食品の安全性に関する用語集」を正誤表と一緒に入れてございます。今日、いろんなご講演だとか議論で出てくる言葉も一部用語集に入っておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

資料は以上でございます。不足がありましたら、係にお申し出ください。よろしゅうございますか。

それでは、今日の議事の講演に入らせていただきたいと存じます。

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価（案）につきまして、食品安全委員会ブリオン専門調査会専門委員で、九州大学教授でいらっしゃいます甲斐諭先生からお願いしたいと存じます。

資料3のスライドの打ち出しがベースになります。甲斐先生に独自にアレンジしていただいた写真などもついて出てまいりますので、あわせてごらんください。

それでは先生、よろしくお願いいたします。

(3) 講演

## 米国・カナダ産牛肉等に係る 食品健康影響評価(案)について

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員

甲斐 諭

(パワーポイント1)

少し緊張しております。いつもはむだ口をたたくこともあるんですが、今日は慎重に発言しようと思います。よろしくお願いたします。

今日は、米国・カナダ産牛肉等の、「等」というのは内臓を含むという意味です。牛肉と内臓のリスク評価のポイントについてお話しします。

(パワーポイント2)

そもそも、何が問題になったのかということからいきたいと思います。

平成15年5月21日に、カナダでBSE牛が発見された。同日に日本は輸入を禁止した。禁止した理由は、食品については、いわゆる牛肉・内臓については食品衛生法によって禁止する。それから、これが家畜に影響するといけないので、家畜伝染病予防法によって禁止する。同じように、15年12月24日にアメリカでBSEが発見されて、同日付で輸入を禁止したわけですが、同じような2つの法律によって輸入をとめた。

でも、ずっととめておいてもいいのではないかという気がしますが、ずっととめておけない理由もあります。それは、国際的に約束しているSPS協定によって、危険性があるんですけども、その危険性を評価してまだなおかつ危険だということであればずっととめておいてもいいんですが、そうでもないとなれば貿易しなければいけないことになっております。そのSPS協定に従ってリスクを評価していかなければいけないということです。だれかから電話がかかってきたからやったわけでは決してありません。

(パワーポイント3)

では、今回の食品健康影響評価について、これは後から出てくることですが、米国・カナダ産牛肉プログラムにより輸出プログラムを決めて、それによって管理された牛肉と内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性を評価することになっております。審議を行った専門調査会はプリオン専門調査会

であるということです。

(パワーポイント4)

では、いつ、だれからだれに評価が依頼されたのかをまず見てみましょう。

平成 17 年 5 月 24 日に、厚生労働大臣と農林水産大臣から、食品安全委員会の委員長あてに評価の依頼があったということです。

(パワーポイント5)

では、何について評価したのか、これから見ていきましょう。

BSE リスクの同等性を評価する。この天秤はよくできていますが、ご承知のように日本は全月齢について BSE 検査をしている。最近では 21 カ月以上が原則なんですけれども、今はどこでも全頭に BSE 検査をしています。それから肉骨粉も牛には全然やらない。そういう国内規制をやっているんですけれども、その国内規制をやって生産されたもの、そしてと畜場でちゃんと BSE 検査がされたものが流通しているわけです。

それと、現在のアメリカ・カナダで、後ほど出てきますが、これもいろいろ規制があります。それプラス輸出プログラム。すなわち 20 カ月以下の牛から生産された牛肉と内臓及び SRM を除いた枝肉からつくった牛肉と内臓。20 カ月齢以下の牛。SRM というのは特定危険部位ですよ。後ほど出てきますけれども、脳とか脊髄だとか、プリオンが非常に蓄積しやすいところを除いたものから生産された牛肉と内臓の同等性を比較することになっています。アメリカ一般ではありませんよということでございます。

(パワーポイント6)

では、まず結論から見てみましょう。

「科学的同等性を厳密に評価するのは困難」と書いてあるんです。米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いために、なかなか厳密にするのは困難だ。しかしながら、管理措置の遵守を前提に評価するならば、きっちり 20 カ月以下の牛からとったものである。SRM を除いた枝肉からつくった牛肉であることが保証されるような輸出プログラムがちゃんと守られると仮定すれば、米国・カナダ産牛肉及び内臓と日本産の牛肉及び内臓のリスクの差は非常に小さいということになっております。

輸入が再開された場合は、管理機関、すなわち厚生労働省と農林水産省による輸出プログラム、これは米国・カナダの輸出プログラムの実効性や遵守の状況をちゃんと検証する必要がありますよというふうになっているわけでございます。

さて、非常にわかりにくいのではないかと思います。科学的同等性を厳密に評価する

のは困難だといいいながらリスクは小さいというところが、ポイントの1つになっていると思います。

私の専門は農業経済なんですけれども、でも、この10年間ぐらいで5回アメリカに行っていて、北の方のワシントン州、ウイコンシン、ずっと南に行ってカリフォルニア、カンザス、ネブラスカとかコロラド、南の方のテキサス、あのあたり、ほぼ全米の肉牛生産やと畜場を歩いているんですが、そういう経験を踏まえていうならば、こうなんです。

アメリカは、約1億頭の牛がいます。人口は2億6,000万人ぐらいいるんですが、9,700万頭ですから、約1億頭としましょう。日本の牛は450万頭なんです。その差は20倍あるんです。牛の数は20倍。では何頭殺しているかというと、年間2,700万頭殺しております。そして日本では126万頭殺している。この差は23倍あるんです。

まず、大きなピラミッドがあります。こっちには小さなピラミッドがあります。このピラミッドの差は20倍あるんです。この小さなピラミッドは日本としましょう。でも、この小さなピラミッドは、ちゃんとBSEを全頭検査しているとか、日本でBSE発生後、牛には全然肉骨粉をやっていないとか、そういう状況のもとで管理された小さなピラミッド。アメリカに20倍大きなピラミッドがありまして、私の理解は、そこの全体はちょっとわからないといっているんです。

それは、アメリカにも酪農家から供給される老廃牛、非常に高齢な牛をと畜もしているんです。だけれども、そこの話ではないんですよ。大きなピラミッドの中の上の方、頂点の部分。その頂点の部分は何かというと、20カ月齢以下だ、そしてSRMは全部除いていると理解する必要があると思うんです。この大きなピラミッドの上の方と日本の小さなピラミッドの同等性を比較したということです。

アメリカの全体のピラミッドは、やはりよくわからないと私は理解しているんですが、まさにそのとおりで、アメリカにも、実は小さなと畜場はたくさんあるんです。後ほど写真を出しますけれども、アメリカのパッカー、と畜し、解体するパッカーという業者がいるんですが、非常に大きいんです。1日4,000頭も殺しているんです。東浜に福岡のと畜場、食肉処理場があるんですが、キャパシティは100頭ぐらいだと思うんですけれども、今50~60頭でしょうか、100頭以下なんです。東京の芝浦でも350頭ぐらいだと思うんですけれども。

東京芝浦の10倍以上大きなところでやっているような施設もあるし、酪農地帯の小さ

など畜場もあるということで、アメリカ全体はなかなかわかりにくいけれども、このピラミッドの上のよく管理されたところで見ると同等だと理解したら、理解しやすいのではないのでしょうか。全体はよくわからないけれども、ちゃんと管理されたピラミッドの上と日本全体とはほぼ同等だ、差がないと理解したらいいのではないかと思っております。

私はアメリカに5回行ったけれども、面積は日本の25倍なんです。非常に広い国なのでなかなかわかりにくい。九牛の一毛という言葉があるんです。9匹の牛の中の毛が1本だという、まさに私が見たのも九牛の一毛にしかすぎないんですけれども、それを見ながら、また見てみましょう。

(パワーポイント7)

では、そもそも輸出プログラムとは一体何なのか。

通常、米国・カナダも国内措置はいろいろやっているわけです。30カ月以上のSRMは除くとかそういうことをやっているのに加えて、さっきからいうように20カ月以下、それからSRMは除くという要件を満たした牛だということです。米国政府は、ちゃんと日本向け輸出プログラムをつくり、カナダも日本向け輸出の基準をつくっているということです。

さてそこで、プリオン調査会ではどんな手続で、どんなシステムで評価をしたのかを見てみましょう。評価しなければいけないわけですから、そのピラミッドをどうやって評価するのかということです。

今、皆さんお手元の資料をめくっておられますけれども、私がしゃべっているのとお手元の資料とは必ずしもマッチしていません。私の方は写真を入れていますので、そのことを最初から申し上げておきます。

(パワーポイント8)

考え方として、日本におけるBSE対策のリスク評価をしたときにやったような手法で、まず日本と米国・カナダ産等のBSEリスクを総合的に定性的に評価する。

それはどんな手続かという、2段になっている。牛から牛へどういうふうにもリスクが伝播するのか。究極的には牛から人に感染するかということですね。鳥インフルエンザの話で、鶏から鶏へも感染するし、鶏から人にも感染する。さらに、鳥インフルエンザには人から人に感染するかもしれない。BSEの場合は人から人は感染しないんです。そこで、牛から牛へ、それから牛から人へと分けて評価しましょうということです。

では、牛から牛では、牛はどのような危険にさらされたのか。それから、牛から人へはと

畜場でと畜処理の各プロセスでどんなリスクがあるのかというふうに、2段に分けて評価しようということです。

(パワーポイント9)

では、まず生体牛、牛ですね。これをと畜して牛肉にしてということです。

一般の農産物と比べて畜産はどこが違うかというと、決定的に違うのは命をいただくんです。血を流す。殺してしまう。生きていたものを殺してしまう。この過程がある。まあそれは、植物だって本当は生きていますよね、声は出さないけれども、声を出す生き物の命をいただくというのが植物、農産物と家畜、動物の場合の大きな決定的な違いがあります。それがここなんです。まずここを見てください。

(パワーポイント10)

生体牛はどんなリスクにさらされたのかを見て、その後、こういくということです。ちょっと具体的に見てみましょうね。

(パワーポイント11)

まず牛が受けるリスクは、震源地はイギリスだったんです。ご存じのように1986年でしたか。そのイギリスからアメリカに何頭牛が輸入されたのかというと、調査してみたら、イギリスからアメリカに200頭ぐらい輸入された。それから、イギリス以外のヨーロッパ大陸などから、500頭とか1,700頭ぐらい、このぐらい幅があるんですけども、なかなか調査しにくいでしょうが、これだけ輸入された。でも、大きく見て約1,700頭なんですけれども、ヨーロッパ大陸はイギリス本土とは違ってリスクは1/100ぐらいであると考えられるので、1,700を100で割ると17頭ぐらいになる。ですから、ヨーロッパ大陸から輸入したものをイギリスから輸入したものと置きかえてみると17頭ぐらいになって、この210と17を足して227という数字が出てくるんです。

日本も、換算すると、やっぱり33頭ぐらいイギリスから輸入している。ですから、アメリカの227を33で割ってみると、アメリカの方が日本より7倍ぐらいリスクがあるのではないかとということです。

イギリスからアメリカに連れられた牛と、イギリスから日本に連れられた牛を、これはいろんな前提がありますよね。本当にそれは1対1で対応しているのかとか、1/100が正しいのかとかいろいろあるけれども、一応1/100とすると、アメリカの方が7倍ぐらいリスクが大きいのではないかといえるわけです。カナダも、同様に計算すると約6倍ぐらいだということです。このあたりの数字はわかりにくいところです。イギリス以外のヨーロ

ツパから輸入したものを 1/100 とすると 17 頭になる。これをイギリスから持ってきたものに足すということです。

(パワーポイント 12)

2 番目は、肉骨粉によってアメリカの牛がリスクにさらされたのではないか。その程度を見てみましょうということです。

そうしますと、イギリスから最大 24 トン。肉骨粉というと、BSE が起こってから初めて聞かれた言葉だと思うんですが、牛でも豚でも、食べられるところは半分以下なんです。生きた牛は 700 キロとか 800 キロとか大きな牛がいるんですけどけれども、食べられるところは 30%とか 40%しかないんです。あとは毛があったり、骨があったり、角があったり、血液があったりするんです。でも、骨をつくるためにもえさを食べさせなければいけないんです。貴重な資源を食べさせて、できたものは毛と骨とか、角だとか。角はともかく、骨とか内臓とかを捨ててしまうと、貴重な資源を給与してできた生産物を、食べられないからといって捨てるのか。

これ、物すごい内臓が出てきます、物すごい血が出てきます、骨が出てきます。これを放置していたら、すぐ腐っちゃうんです。腐って悪臭を放ちます。では、地下に埋めよう、埋却しようとするとう地下水汚染を起こします。大きな牛を、100 頭も 200 頭も殺すわけですから。アメリカに至っては 1ヶ所で 1日に 4,000 頭も殺すわけですから。莫大な内臓や副産物が出てきます。

でも、見方をかえれば、それはものすごい資源の塊なんです。栄養の塊なんです。たんぱく質であり、カルシウムである。これを埋めてしまうのか。また、これは、なかなか燃えないんです、油をかけなければ燃えません。

そこで、一たん肉骨粉という粉にしてしまうんです。それから油もとれるんですけども。それを再利用しようとしたのが肉骨粉です。世界のどこでもこういうことをやっているわけです。美しく表現するなら、これは循環型社会のリサイクル資源なんです。限られた地球の資源を有効に利用する 1つの手法だったんです。それを長くやってきたわけですが、1980 年代に、たまたまそれに羊の病原体が牛の中に入り込み、それがフードチェーンの中に入り込み人間にも入って来た。それでこの問題が起こってきたわけでありませう。

肉骨粉そのものは、決して悪いことをしているわけではないんです。循環型社会、限られた資源を有効に使っていくという意味では、大切なビジネスなんです。

そこで、イギリスが震源地なので、イギリスの肉骨粉に換算しようということでやった

のがこれなんです。イギリスから 24 トン、その他の EU から 21 トン。私、イタリアの肉骨粉工場に行ってみたり、もちろんイギリスの肉骨粉工場に行ったり、と畜場に行ったりしてみましたけれども、今日はその話をする暇がないんですが、今は非常によく管理されているんです。C1、C2、C3 工場、肉骨粉も危険性によってランクを分けてちゃんとやっているんですが、イギリス以外からは、やっぱり 1/100 のリスクだと理解して、結局イギリス換算で 45 トンぐらい。日本は 560 トンも輸入したんです。

やっぱり家畜や家禽にとって肉骨粉というのは重要なんですよ。卵をよく生むとか、鶏に食べさせなきゃいけない。それから、有機質肥料として、有機のミカンとか。有機野菜、有機果物とかいうけれども、やっぱり肉骨粉をやるとおいしいのができるわけで、貴重な資源なんです。それが、たまたまイギリスから 560 トンも入れた。もちろん、家畜のえさにもなっていたわけです。これが、日本の大きなリスクにもなったわけです。

これを見ると、この 45 トンと 560 トンを見ると、約 1/50。アメリカの方が肉骨粉からのリスクは 1/50 というふうになっているわけです。カナダなんか、ほとんど輸入していないわけです。

(パワーポイント 13)

もう 1 ついきましょう。動物性油脂の輸入があるんです。これも同じように、特にオランダからの輸入はないんですけども、アルゼンチン、アルゼンチンはリスクがゼロなので無視しているということです。

日本は、何とオランダから 1,200 トンも輸入している。これも、原因ではないかといわれているんです。特に代用乳の中に入っていたのではないかと。ですから、酪農の小さな仔牛に飲ませるときに入ったのではないかといわれていますが、よくわからないんです。でも、これについては、日本とアメリカを比べると、この 600 トンと 1,200 トンを比べると半分ぐらいだということです。

こういうふうに生体を見ると、生体ではアメリカが 7 倍リスクを受けたんですけども、肉骨粉では 1/50 ぐらいアメリカの方がリスクが小さいし、油脂で見ると 1/2 ぐらい小さい。この 3 つが牛そのものに対する大きなリスクの要因だったんです。

(パワーポイント 14)

結局、総合的に見てみると、イギリスから輸入された生体、イギリスから輸入された肉骨粉、油脂で見ると、日本と米国・カナダの総合的侵入リスクはそれほど変わらないのではないかということになっています。

でも、肉骨粉とか油脂は小さいけれども、生体牛だけを見ると7倍ぐらいとか、カナダは6倍ぐらいなんです。3つの要因をいれましたけれども、この3つの要因を同じウエートで見ると、肉骨粉と油脂はゼロウエートにしてしまったら、生体牛だけでいえば7倍、カナダは6倍になるといっているんです。

(パワーポイント 15)

それからもう1つ見てみましょう。次は、アメリカ内部、カナダ内部での伝播はどうなっていくのか。今のはよそから来た分でしたけれども、アメリカに、イギリス換算で入ってきた分。では、今度は内部でどうなっているのかを見てみましょう。

(パワーポイント 16)

まず、日本を見てみましょう。こちらが供給側、こちらが需要側。日本は、96年に既に牛の肉骨粉を牛に与えてはいけないとできているんです。豚も、2001年にBSEが発生すると同時に、牛由来の肉骨粉も、豚由来の肉骨粉も、鶏由来の肉骨粉も、牛には絶対にやってはいけないとなっているわけです。

では、アメリカはどうか、カナダはどうか。アメリカ・カナダもほぼ同じなんです。カナダのことは余りいっていませんけれども、カナダの牛肉産業は、アメリカ資本が行っていることが多いんです。ですから、アメリカの資本がカナダの場所を借りて営業していると理解した方が考えやすいし、実態もそうなんです。ですから、ほぼアメリカと同じことをやっているという理解したらいいと思います。規則も似ています。

牛由来の肉骨粉を牛に給与してはいけないんだけれども、豚とか鶏には給与してもいい。ここが問題なんです。でも、これは今後規制を検討中ということです。もちろん、豚の肉骨粉は牛に食べさせてもいいよとか、鶏のものを牛に食べさせてもいいよ。牛には、豚とか鶏はやってもいいよということになっている。ここに問題があるのではないか。牛から牛はだめなんだけれども、牛由来の肉骨粉を豚にやったときに、まじって牛が食べてしまうのではないかと、鶏にやったらどうかとか、鶏のふんはまだ栄養が入っているので、鶏のふんを牛に食べさせたらどうなるんだとか、そんなことまでいう人がいます。よく知りませんが。私が見ているときはそんなことないんですけれども。そういうリスクも心配されるので、アメリカの方でも規制を強化していこうという方向にはあるということです。

(パワーポイント 17)

肉骨粉がこれなんです、これは私が撮った写真です。私のクツの裏にはいっぱい肉骨粉がついているんですけれども、今日はちゃんと洗ってきましたので大丈夫です。ちょっ

と汚いんですけれども、アメリカの写真なんです。

肉骨粉工場もいろいろタイプがあるんです。私自身がアメリカで問題だと思っているのは、どうもアメリカから日本以外のアジアに輸出されていた。アメリカでは肉骨粉の中に特定危険部位が入っているんです。それがアジアに行っていたのではないかと。そして、アジアでは、アメリカでは牛の肉骨粉を牛に食べさせてはいけないといっているから、アジアの輸入した国は、牛から牛にやっていないということをちゃんと遵守しているかどうかの問題なんです。アメリカから輸入した肉骨粉を牛に食べさせたら、そこでは非常にリスクが起こっているのではないかと。これは、私の単なる個人的な心配です。

このように、アメリカの国内で牛から牛への問題があるのではないかととらえているんです。

(パワーポイント 18)

アメリカで飼料工場における飼料規制を見ると、どのくらいよく守っているのか。飼料工場における飼料規制をどのくらい守っているのか。交差汚染といいますけれども、交差汚染の確率があるのではないかと。日本ではちゃんと守っていますよ。でも、アメリカは97%ぐらいは守っているけれども、3%ぐらい問題があるのではないかと。畜産農家の自家配合段階の交差汚染の可能性が、やっぱりあるのではないかと。思っているんです。

現在の米国・カナダの飼料規制のもとでは、一定の割合で交差汚染が起こる可能性が否定できないとなっているんです。ですから、牛から牛への感染があるんじゃないかと。

(パワーポイント 19)

それから、先ほどからSRMといっていますけれども、特定の危険部位、えさの中にSRMが入っている。日本は大丈夫なんです。日本は、特定危険部位、脳も脊髄もちゃんと別に焼いています。それから、牛由来のSRMを除いた内臓からつくった肉骨粉もちゃんと焼いています。だから、日本では牛由来のものは決して流通していません。

ところが、アメリカの場合は、先ほどからいうように、SRM込みの肉骨粉が牛とか豚に使われているということですね。日本は完全に焼却している。

それから、SRMの定義が違う。違うというか、SRMの定義が2段階方式になっているんです。まずは、全月齢での除かなければいけないのは、アメリカの場合は扁桃と回腸遠位部で、30カ月以上について、今度は頭蓋と脊髄とか脊柱だとか。30カ月以下はいいということなんです。30カ月以下はいい。カナダは回腸遠位部だけが全頭から除くもの。

30 カ月以上から除くものは扁桃や頭蓋、脊髄などだといっているんです。だから、30 カ月以下の脊髄などはいいいといっているんです。

でも、日本の場合は全月齢の全部を除いているんです。でも、アメリカ、カナダ、ヨーロッパも大体 30 カ月を使っているんです。

(パワーポイント 20)

S R Mは、脳とか、脊髄だとか、背根神経節だとか、回腸遠位部だとか、扁桃だとか、目とか、こういうところが非常に危険だといっているんです。だから、今は背骨のスープとかないんです。昔は背骨のスープがあったんですけども。しっぽはいいみたいです。テールスープは存在するんですけども、背骨のスープはもうない。ある日突然やめたのです。

(パワーポイント 21)

今、ずっとリスクの 2 番目の話をしていますけれども、健康な牛でも、B S Eにかかった牛がレンダリングされて、また交差汚染を起こしながら拡大していくのではないかとぐるぐる回る可能性があるといっているんです。

(パワーポイント 22)

S R Mを含んだ肉骨粉を反すう動物以外の飼料に使っているとか、飼料の交差汚染防止が完全でないことを考えると、アメリカは日本より 1.5 倍ぐらいリスクがあるといっているんです。

(パワーポイント 24)

時間がなくなったので、少し先に行きましょう。

カナダもほぼ同じなんですけれども、これはアメリカのフィードロット。3万頭ぐらいいるんですよ。1カ所に3万頭です。福岡で、大きい人は4,000頭ぐらいですかね。ほかにも大きな畜産農家がありますけれども、それでも3,000頭か4,000頭。ここは3万頭ですからね。その10倍ぐらい大きなところです。ここのえさがどうかということです。

(パワーポイント 25)

20 カ月齢以下ということですから、どうなるかということ、ここにちゃんとイヤータグをしているんです。アメリカでも最近ではイヤータグをちゃんとしているのがどんどんふえていっています。しかも、ここは電波で番号が読み取れるような牛がどんどんふえてきています。

(パワーポイント 26)

ここには女性職員がいるんですけども、この女性の方が子牛を買うバイヤーさんなんです。彼女が説明してくれたんですけども、アメリカでもこういうのを使っているんです。電波で読み取れるようになっている。ラジオ・フリークエンシーIDと書いていますけれども。

(パワーポイント 27)

えさは、まだこういうトウモロコシを主体にしたえさを食べさせています。アメリカは自動車社会ですから、ガソリンは高いです。そこで、トウモロコシからエタノールをとって、それを自動車のガソリンに少しまぜる。そして、その絞りかすを牛に食べさせる。

アメリカも、結構きめ細かにやるんです。日本には、九州には焼酎かすを絞って、焼酎かすの絞りかすを食べさせて大経営をやっている方もおられるんですが、アメリカも、それなりにエタノールをとった飼料を食べさせるんです。

(パワーポイント 28)

こういうふうな非常に大きな牛が、50頭ぐらい積んだ牛が、さっきのフィードロットから、大体5カ月ぐらい肥育してパッカーが来るわけです。積まれてきて、これがと畜場であり、食肉処理をする。パッカーと書いています。生きた牛がと畜場に入り、パッカーから出てくるときには、もう箱の中に入っているんです。ボックスビーフになっています。その生きた牛をボックスビーフにしてしまうビジネスをパッカーというんです。「パック詰めする」から来ているんですかね。

(パワーポイント 29)

問題は、ここで高リスク牛を見つけるんです。歩けない牛とか、非常に神経質な牛とか。音に敏感だとか、すごい神経質な牛が、BSEの陽性牛のリスクがあるんです。それでも、大体39万頭、と畜頭数の1%ぐらいしかBSEをチェックしていない。BSEをチェックしているのは、でも、日本は、低リスク牛も高リスク牛も全部調べているんです。これは、アメリカにいわせれば非効率だとも見えるし、アメリカはリスクがありそうなところを集中的に見ている。アメリカ的にいえば、危険なものだけを見ている。日本は、危険でないものまで見ているというのも理解できるんです。

(パワーポイント 30)

生体牛のリスクを総合的に見ると、まず侵入リスクから、イギリスから来た分。侵入というのはイギリスからアメリカに来た分は、生体の影響が日本と比べて7倍ぐらい、肉骨粉で1/50ぐらい、油脂で1/2ぐらいということです。それから、牛から牛へ増幅されてい

くのが 1.5 倍ぐらい。サーベイランスで見るのが約 5 倍ぐらいとなる。

ここでいえることは、米国・カナダではサーベイランスをちゃんと強化してくださいねとか、今後のデータによってはリスクの再評価をしなければいけないということがあり得るのではないのでしょうかというのが一応の結論なんです。

(パワーポイント 31)

今が生体の話だったんですけども、次は内臓、肉の話をしましょう。あと 10 分しかなくなりましたけれども。

(パワーポイント 32)

個体識別が 130 万頭。アメリカの 20 カ月齢以下ですから、ちゃんと出生証明書があるのはアメリカ全体の 10% の 250 万頭。それから、後から出てきますけれども A40 でできるのが 250 万頭ぐらいだといっているんです。

(パワーポイント 33)

これは、小さな牛からもう既にちゃんとイヤリングをしているんです。でも、この牛は安いんですよ。12~13 万しかしないんです。日本だと、これは 40 万もするわけです。アメリカ・カナダの牛は非常に安いんです。でも、こういうところで繁殖牛経営はあるんです。見てみると、変な言い方だけれども、肉牛に関する限り、クリーンビジネスといえますか、大平原の中で牛を飼っているんです。酪農はちょっと別なんですけれども、繁殖牛経営というのは非常に広いところで飼っている。

そもそも、肉牛産業というのは、使われていない資源の社会化といえますか、ロッキー山脈とか。本当なら、ここは何もできないんですよ。牛を放牧しなければ、この土地は雑木林になってしまうところなんです。牛以外に穀物が生産できないんです。そこを、穀物ができない資源、牛がいなかったら捨てられてしまった資源を利用するビジネスとでもいえますか、そういうところを利用しながらやっているビジネスなんです。

(パワーポイント 34)

繁殖農家からフィードロットに来てパッカーに行くという 3 段階になっているんです。これはある繁殖農家なんですけれども、この繁殖農家は 3,000 ヘクタールもあるんです。広い、広い。雄、雌を一緒に入れて、日本では人工授精なんですけれども、こういうところでは全部雄を使うということです。

(パワーポイント 35)

こんなに広がったら、生まれた月齢はわからないのではないかと見ると、実はカナダの

方は非常に冬が寒い。だから、秋に子供を産ませるとすぐに冬が来るので、春に子供を産ませるんです。バースコントロールしているんです。春にだけ産ませて、しかも 3,000 ヘクターなんだけれども、出産前には自分の家の近くに牛を集めてくるんです。そして、何番の牛が産んだと記録につけて、仔牛にイヤータグをつけていく。だから、あんな大平原だから牛が何日生まれだかわからないのではないかという批判がよくあるけれども、必ずしもそうではない。何日に生まれたかというのはそれなりに工夫しているんです。野牛を飼っているのではないんです。決して野牛ではない。ちゃんとコントロールしているんです。

牛に話しかけたら牛がいうことを聞くんです。私はよくわからなくて、牛がわかった英語が、私かわからなかったというのが非常に残念ですけども。(笑)そのぐらい、Aの牛、Bの牛と、よくわかっているんです。

これは 600 頭ですから非常に大きいんですけども、普通 100 頭ぐらいだと、ばーっと名前をいえるぐらい、彼らはよく見ているんです。

(パワーポイント 36)

こういうところで飼っているんです。

(パワーポイント 37、40)

それから、A40 というのは枝肉から判断します。これは枝肉というんですけども、半分から割るから半丸というんですが、ここの骨の成長とかこういうのを見ながら成長度をランキングしているんです。ランキングして、A40 というランクの枝肉は、3,000 頭調べてみたら 18 カ月以上のものはなかったといっているんです。A50 となってくると、A50 というのはどんどん大人になっていくんです。大人になっていく、成熟度がどんどん進んでいくと、20 カ月以上のものが 3,000 頭の中で 10 頭含まれた。A70 となってくると、3,000 頭のうち 20 カ月のものが 115 頭含まれていたというんです。

ですから、A40 だと非常に若い牛だということがわかります。若い牛だということです。日本の牛は、今日は福岡でおいしい肉をつくられている三宅さんとか、後からパネラーで出ておられますけれども、大体 30 カ月齢ぐらいではないでしょうか。そして、ホルスタインの雄なんかだと 24~25 カ月齢だけれども、アメリカの場合は 20 カ月齢が圧倒的に多いんです。90% ぐらいは 20 カ月以下。ですから、若い牛を食べているんです。

余りしゃべっていたので時間がなくなりました。

(パワーポイント 45)

問題はこうなんです。ちゃんとSRMを取っているかどうかということが問題なんです。これが脊髄が入っているところです。これを、日本ではまず機械で半分に割るんですけども、その前にこの細い管で、これは枝肉の首なんですけれども、首の方から吸わせるんです。吸い取る。危険な脊髄を吸い取ろうという方法なんです。でも、見ているとなかなか入らないみたいですよ。

(パワーポイント 46)

ところが、アメリカはこうなんです。まずばーっと割ってしまうんです。オープンカットするんです。オープンカットしたら脊髄がばらばらになっているだろうと思っていたら、あに図らんや、結構そうではないんです。ぐっとこうなっているんです。それを2人で吸い取るんです。管も日本のものに比べて非常に大きいんです。そして、先端に刃がついていまして、掃除機の先に刃がついていると思ったらいいんですけれども、切りながら吸い込んでいくんです。だから、すっと入るんですけれども。上は枝肉のこの部分と、この人は下の部分。ちゃんと2人で分けながらやっていくんです。

だから、飛び抜かしでやっていくなんて、考えられないですよ。アメリカで、見ていると2,000人ぐらい従業員がおるわけですから、ずっと流れ作業でやっていくわけです。ですから、おれはサボって脊髄を取るのをやめようかということはないんです。機械作業のように、この人は朝から晩まで、8時間労働で、SRMばかり除かなければいけない仕事です。これは大手パッカーの場合ですよ。

(パワーポイント 49)

そして、30カ月以下かどうかということは大きなメルクマールなので、8時間ずっと彼女が見ているわけです。

30カ月、30カ月という言葉が出てくると思うんですけども、なぜ30カ月かという、私の判断では、一番お金のかからない月齢判別方法なんです。日本だと、みんなイヤータグをつけてトレーサビリティができるような膨大なコストをかけているわけですが、アメリカの場合は、殺した牛の歯をぱっと見て、30カ月以下かどうかを判別する。だから30カ月を使っているんです。

(パワーポイント 50)

そして、その30カ月以上のものは、隣のメキシコにも隣のカナダにも輸出できない。国内消費だけなので、非常に厳しく管理しているんです。これは、アメリカの農務省の人しかあけられないようなロックがかかっている。

(パワーポイント 52)

それから、内蔵の話もしていましたがけれども、これはアメリカ人は食べないんです。メキシコ人とかアジア人とかが食べるんです。

(パワーポイント 55)

時間が来たんですけれども、これを見ると、リスクの評価ですけれども、日本は全月齢をやっている。130万頭やっていて、100万頭当たりBSEに含まれるのは5～6頭。感染牛は全部除く。アメリカは、20カ月以下で今後やるんだ。250万頭ぐらいいて、100万頭に含まれるリスクは2～3頭だということであります。

(パワーポイント 56)

こういうふうに見てくると、結局、冒頭いったように、科学的同等性を厳密にアメリカのすべてを評価するのは困難だったんだけれども、20カ月以下とか、SRMを除くとかいう条件があれば、その牛肉と内臓と、日本のすべての牛とのBSEリスクはほぼ同じではないか。差は非常に小さいという結論になったわけです。

(パワーポイント 57、58)

でも、まだ輸入再開が決定したわけではないんですけれども、輸入が再開された場合、厚生労働省と農林水産省による輸出プログラムの実効性、アメリカにおける、カナダにおける実効性と遵守の状況をちゃんと検証してくださいねというただし書きがついています。責任はちゃんととってくださいよ。評価機関等をちゃんと明確にしなければいけない。我々は評価したんだけれども、これからは管理機関がちゃんとやってくださいねといっているんです。特に、SRM(特定危険部位)がちゃんと除かれているのか、サーベイランスをもっと拡大するようとか、SRM込みの肉骨粉があるけれども、これはちゃんと管理すべきではないとか、そういうことをちゃんとやるようにしなければいけない。

(パワーポイント 59)

カナダには、カナダ牛個体識別管理局というのがちゃんとありまして、どんどんラジオ・フリークエンシーIDをどんどん普及させてきている。

(パワーポイント 62)

飼料工場にも行ってみましたがけれども、牛の肉骨粉は使っていないですね。

(パワーポイント 63)

粗飼料もたくさん使うんですけれども、全部麦なんです。オールクロップのサイレージを使いながら、このえさなんですけれども、これを食べさせているんです。

(パワーポイント 64)

最後にステーキです。たくさん食べました。300 グラムのステーキ。最後に、結局は、アメリカ人はたくさん食べているんです。7 倍ぐらい食べているんです。アメリカ人が BSE に鈍感なのか、やっぱり信じているのかが問題で、これはアスベストの問題と比べて、アメリカとかヨーロッパがやめたことを日本が続けたのと違って、アメリカ人もカナダ人も食べ続けているのを日本が輸入するかどうかという話でございます。

ご清聴いただきましてどうもありがとうございました。(拍手)

司会 甲斐先生、どうもありがとうございました。

ご質問等もあろうかと存じますけれども、後ほど意見交換のときにまとめてということをお願いしたいと思います。

それでは、皆様方に配布した資料の訂正をさせていただきます。

資料 3 の 10 ページでございます。

(パワーポイント 16)

今ちょうどスクリーンに映っておりますけれども、飼料規制の表でございます。日本の方で牛の肉骨粉を豚と鶏にやっていけないというところが、お配りした資料だと「1996 年 4 月」と書いてありますけれども、スクリーンに映っておりますように「2001 年 10 月」の方が正しい。それから、豚由来のものを牛に与えてはいけない。鶏由来のものも牛に与えてはいけない、縦の×のところでございますけれども、そこも「2001 年 10 月」が正しい。「1996 年 4 月」で正しいのは牛 - 牛のところということで、ちょっと訂正をお願いいたします。

今、3 時を回ったところでございますが、3 時 15 分から後半のパネルディスカッションに入りたいと思います。それまで休憩をとらせていただきます。

## 休 憩

(4) パネルディスカッション及び会場参加者との意見交換

司会 皆様、お席にお戻りでしょうか。では、時間でございますので、パネルディスカッション、続きまして意見交換を進めてまいりたいと思います。

それでは、パネルディスカッションということで、ご議論いただく方々をご紹介申し上げます。プロフィールの紙と座席表をごらんください。

皆様方から向かって一番左側から、本日のパネルディスカッションと意見交換の進行、コーディネーターをお願いしました日本経済新聞の中村雅美編集委員でいらっしゃいます。次が、先ほどご講演いただきました食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員で九州大学教授の甲斐諭先生です。続きまして、消費者の立場からご議論いただくことになっておりますエフコープ生活協同組合の陶山恵子理事長でいらっしゃいます。そのお隣は、生産者の立場からご意見をちょうだいしたいと存じます。JA福岡県肉用牛生産者の会会長の三宅貞行様でいらっしゃいます。それから、食品の流通関係のお立場からご発言をいただきたいと存じます。日本チェーンストア協会常務理事の小笠原荘一様です。

それから、今日は関係行政機関からお2方にいらしていただいています。アメリカの状況、カナダの状況がどうなっているのだろうかということについてお答えいただけると存じます。こちらから、農林水産省大臣官房参事官で消費・安全局ご担当の伊地知俊一様でいらっしゃいます。そのお隣が、厚生労働省食品安全部企画情報課の森田剛史情報管理専門官でいらっしゃいます。

以上のメンバーでお願いしたいと存じます。

パネルディスカッションがある程度進みますと、コーディネーターから会場の方のご意見を伺うといったときが参ると思います。食品安全委員会の意見交換会ではいつもお願いしているのでございますけれども、なるべくたくさんの皆様方からご意見をちょうだいしたいということで、恐縮でございますけれども、お1人当たり1回2分ということでお願いしております。それを担保するというわけではないんですが、2分が近づいてまいりましたら、具体的には1分40秒いたしますと、ベルを1回ならします。(ベルを鳴らす)これでございます。そうしたら、お話をまとめていただく形にしていきまして、2分を回りましたら今度はベルを2回鳴らします。(ベルを2回鳴らす)そうしたら次の方に譲っていただくということでお願いできればと存じます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、中村コーディネーター、よろしくお願い申し上げます。

中村 中村です。

今西郷さんからご紹介ありましたように、今日はパネルディスカッションということで、いろいろな関係の方々にお集まり、ご登壇いただきまして話し合いをしたいと思っております。いただいた時間が大体105分、1時間45分強でございますので、前半の60分ぐらいでパネラーを含めてお話を申し上げて、残り50分弱をフロアの方々からいろいろご質疑をいた

できればなと思っております。

今甲斐さんのお話がありましたように、食品安全委員会のプリオン専門調査会は10月31日に答申案をまとめております。それについて今日の会合等々を通じて皆様方のご意見をいただければと考えております。

基本的には食品安全委員会がまとめました評価案についてのご意見、ここが非常にわかりにくいよとか、これは考え違いしているのではないかということも含めて結構なんです。ご指摘あるいはご意見をいただければと思っております。

ただ、附帯事項が2つございまして、トレーサビリティなんかも含めてちゃんと輸出プログラムが担保できるのかというご疑問もございまして、そういうことについても、附帯事項を守ることができるのかどうかといったご疑問もございまして、そういった質問、ご指摘もいただければと思っております。

我々がこういう会合を進める上で理解しなければならないことが2つあると思います。

1つは、今日の会議も含めてリスクコミュニケーションの会議、意見交換会というのは、ここで何らかの合意を求めるとか、結論を導き出すという会合ではありませんので、いろんなご意見を出していただく。非常に不十分かもしれませんが、そういう会であるというご認識をいただければと思います。

もう1つは、皆さんにご配布したと思います用語集にも前の方に書いてありますが、リスク評価機関とリスク管理機関というものを分けて議論しなければならないなと思っております。先ほど甲斐さんのお話になられました評価の案というものはリスク評価の組織がまとめたものでありますので、これをリスク管理機関が、リスク管理機関といいますのは、具体的には厚生労働省であり農林水産省であるわけですが、これがどう判断するかということで、別の組織が判断するというのをぜひご理解して、その前提の上に立った質問とかご指摘があればいいかなと考えております。えてしてその2つの組織がごっちゃに論じられることがありますので、十分ご理解いただければと思います。

蛇足ですが、ちまたの議論ではその2つがごっちゃになっていて、太平洋の向こう側からアメリカの大統領がブッシュホンをかけてきて云々というようなこともちらほら聞きますけれども、決してそういうことはないと思っております。よろしくご理解ください。

最初に、パネラーのお3方にお話を伺おうと思っております。陶山さん、三宅さん、小笠原さんの順番で、今甲斐さんのお話になられました評価の案についてのご感想、見方、あるいはそれぞれの立場でどう考えているか、どういう見方をしているのかを含めてお話

をいただければと思います。それから、それぞれのお立場、お仕事の内容もつけ加えていただければなと思っております。

では、ディスカッションを進めたいと思いますので、陶山さんからひとつよろしく願いします。

陶山 どうぞよろしく願いいたします。陶山と申します。私、エフコープで理事長をしておりまして、常日ごろ皆様方には大変お世話になっております。ありがとうございます。

皆様方ご存じのように、生協は食の安全については非常に大きな力を注いでまいりましたし、一般の皆様方からも非常に期待されているところだと思っておりますので、この問題に対しても非常に強い関心を持っていろいろな場で話し合いをしております。

エフコープの中にも食の安全懇話会というのを持っております、昨年、一遍、もしアメリカの牛が輸入解禁されたらエフコープとしてどうしましょうかという話し合いをしました。そういったとき、皆さんから、組合委員さんあるいは専門家の方々もご参加いただきましたので、そこで出たお話もご披露させていただきながら、今回のプリオン調査会の答申への感想を述べさせていただきたいと思っております。

まず最初に読ませていただいたときに、結論のところ、非常に限定的な評価になっているというのが正直な感想です。科学的同等性を厳密に評価するのは非常に困難であったと。資料の点だとか、非常に膨大であったのか、それとも質・量ともに非常に不明な点が多いということなんですが、調査会からの求めに応じて必要な資料を追加提供するよう努力する、厚生省、農林水産省ともそういう関係の中で進められたにすれば、もう少し広い判断ができるような調査資料があっても期待できたのではないかとも思いました。

ここに出された「輸出プログラムが遵守されれば」とか、「附帯決議」がというような、非常に前提の多い評価になっておりますので、その中で考えていったときに、先ほどお話ししましたエフコープの食の安全懇話会のことをまず思い出したということです。

先ほど甲斐先生からお話がありましたように、アメリカの生産規模、肥育状況などは非常に多様でつかみ切れないということですので、一くりに日本の基準をかけていくのはなかなか無理があるのかもしれないというのは、この懇話会の中で話されました。しかしながら、生産者、パッカーとも一様でなくて、こちらが求めるスタンダードを満たしてくれる、そのスタンダードに、要望にこたえてもらえる生産者、パッカーさんもいらっしゃるということで、そこを選定して取引していくことが可能ではないか。

その条件というのは、やはり特定危険部位が確実に除去されているのだろうか、月齢が20カ月以下であるのか、あるいは飼料管理がきちんとされているか、トレーサビリティが可能か、そういったところを見ながら選定していくことができるのではないか。なおかつ、それを取り入れたときも、消費者として選べる表示、きちんと選択を保障できる表示が必要だ。加工品についても同じく表示してほしいねというのが、懇話会で語られたことでございました。

非常に限定的な安全評価になりますので、輸入が再開されたときに消費者が期待できるメリット、これは価格メリットが主になってくるかと思いますが、それがどれくらい出ることが予測されておりますけれども、この条件を満たすだけの量は15%から20%程度ではないか。先ほど仙台で行われたリスコミの場で、タンのことは話題になりませんでしたかということなので、タンについても数%だろう。であれば、価格はそんなに変化していかないのではないかと。そうであれば、今無理して輸入を再開する必要があるのだろうかという疑問が残るところではあります。またいろいろなお話できればと思います。

いろいろな今後の管理状況だとかシステムの構築なんかを求めて、条件つきでの輸入による、安全メリットになるということなんですけれども、中長期的に見たときに、消費者の最大リスクというのは、やはり自給率の低さにあるのではないかと考えています。食の安全というのは、日本における生産規模の維持、拡大、これはもう生産者の存在抜きには考えられませんので、常に維持できる農畜産業への配慮とか政策をあわせて考えていただかなければならないと思っております。ぜひ多様な視点でのリスクマネジメントをしていただきたいなと思っております。

中村 ありがとうございます。

幾つか質問が出ました。甲斐さんに対する質問あるいは農水省、厚労省に対する質問です。特に農水省、厚労省には、消費者が選択できる表示の方法等々についてのご質問もあったかと思っておりますので、後ほどまとめてお答えいただければと思います。

では、三宅さん、お願いいたします。生産者、牛を飼育している方々の立場から少しご意見があるかと思っておりますので、それも含めてお願いできますでしょうか。

三宅 皆さん、こんにちは。私は、福岡県筑紫野市で黒毛和牛を飼っておる者でございます。

私たちのJA福岡県肉用牛生産者の会と申しますのは、平成13年9月に初めて国内でBSEが発生いたしました。それで非常にショックを受けたわけでございます。牛肉の信

頼を損なったわけでございます。そしてなおかつ、生産者は今後の生産意欲に、もうがっかりきたわけです。もうできないということで、みんなしぼんだわけでございます。

そこで、私たち福岡県の肉用牛農家のみんなが手をつないで、どうかこの危機を乗り切って食の信頼を伝えていこうではないかということで、平成 14 年に県内で、JA 関係だけではなくて、広く生産者ということで組織をつくっております。そういう中ですので、私は黒毛和牛を飼っておりますけれども、一般的にいわれております国産牛肉といわれている交雑種とホルスタイン、乳用雄牛の肥育も、うちの会員はやっております。

そういうことでございますので、今回の食品安全委員会のリスク評価については非常に関心が高かったわけでございますが、今日甲斐先生のお話を聞いてみますと、生産者としていろいろ疑問に思うこと、心配なことがございますので、述べさせていただきます。

まず、前提があつての安心ですよというリスク評価でございますけれども、私たちから見れば前提でございますので、なかなかその前提が守れるのかな、だれが評価するのかなと疑問があります。評価自体はそれで結構だと思いますけれども、だれが守るの、だれが管理するのということになってくると、外国のことでございますので、非常に難しいかなと思います。

特に、今日は甲斐先生のお話がありましたけれども、飼料規制の中で、私たちもそうですけれども、向こうもそうだと聞いております。経営が大きいところはその場で配合飼料工場をつくっておるし、また小さいところでは自家配合。私も自家配合をしておりますけれども、自家配合をするということであれば、肉骨粉等が完全に使われていない状況でございますので、日本のように全量使わない、焼却処分にするということであればいいんですけれども、向こうでは鶏とか豚のえさに使われていますし、日本は既に私たちJA系統の工場も含めてでございますけれども、鶏、豚と牛のえさ工場は別でございます。ラインが別になっております。トラックも別でございます。ですから、絶対まざらないことを前提に、今取り組んでいるわけでございます。しかし、向こうにすれば、やっぱり自家配合となれば把握ができないのではなからうかと思えます。そのところは、評価ではなくて管理の方でできるのかなと思うわけでございます。

それから、月齢の見方でございます。BSEは13年9月に出たわけですが、そのときに、その牛がBSEにかかって、なおかつその牛が何月何日にどこで生まれてどこで育ったということがその場でわかったわけでございます。それはBSE対策ではなくて、日本の牛は昔から全頭そうっております。ですから、私の牛も、そのときにもしもBSEに

なっても、鹿児島県のどこで買って来たということがすぐわかるようになっておりました。

今度の場合は、今日見られたとおり自然繁殖でございますので、生まれがはっきりわかるのかなと。つまり、心配するのは、とりあえず 20 カ月。その次は 30 カ月という話が出てくるのではないかとということでの心配でございます。そのところを 20 カ月としたのは、20 カ月の管理ができることがはっきりわからぬと、やっぱり私たちとしては不安でございます。

そういうことでございますので、今から先は、食肉加工業者がちゃんと決まって、その中での輸入ならばわかるんですけども、全体的なバランスの中での輸入とかであれば、もしもアメリカでもう一回検査なしで B S E が出たら、私たち日本の国内の生産農家の信頼が失われると思うわけでございます。店頭に出ている牛肉に対する信頼が。

今陶山さんの方からいわれましたけれども、消費者には選ぶ権利がございます。ですから、そういうことがあって、輸入しておいて、もしも向こうで検査なしで出るようなことがあれば非常に心配でございますので、私たちとしては、この飼料の交差汚染とかそういうことが解決済みの後に、前提なくしてこの評価をしていただければよかったなと思っております。また今後お話ししたいと思っております。

以上でございます。

中村 ありがとうございます。

やはり何点か三宅さんからご疑問点が出されました。陶山さんもおっしゃいましたけれども、評価の案というのはいろいろ前提条件がつけられている、附帯条件がついているということで、これがきちんと評価されているかどうかもう一回伺いたい。それから、そういう前提条件、附帯事項が守られる、担保されているのかどうかというご疑問もありました。

それから飼料の問題、トレーサビリティの問題等々も含めて、日本の牛肉の生産事業者というのは結構きちっとやっているんだ。だけれども、アメリカは本当にきちんとできるのかな。先ほど甲斐さんのご説明がありましたけれども、本当にきちんとできるのかなという心配もあるというご指摘もありました。この辺、また後ほど重ねてお伺いできればと思っております。

では、小笠原さん、チェーンストア協会の立場から、お願いできるでしょうか。

小笠原 私ども日本チェーンストア協会というのは、大手のスーパー 95 社で組織する団体でございます。平成 16 年の売上高、これは衣食住合わせたものでございますけれども、

14兆2,532億円でございまして、うち食料品だけを取り上げますと8兆2,830億円であります。また、畜産品だけですと8,703億円でございます。したがって、牛肉はこの8,703億円の内訳でございますので、牛肉は当協会の会員店舗にとりまして重要な商品でございます。皆様から日々お買い物いただいておりますことに対しまして、まずもって感謝申し上げたい、かように考えております。

私は、平成13年9月10日の我が国で初めてのBSE発生以来、BSE問題には関心を持って本件にかかわってまいりました。また、平成15年12月24日の米国でのBSE発生につきましては、また輪をかけて関心を持ってまいりました。したがって、プリオン専門調査会、月齢判別検討会等もできるだけ傍聴してきたわけでございますが、本日からどのような意見を表明する機会を得たことを大変うれしく思っている次第でございます。

まず、今回の答申案につきまして、結論から申し上げまして、答申案は妥当であると考えております。

まず、米国産牛肉と日本の牛肉の安全性を比較するのではなくて、輸出プログラム、20カ月齢以下だとかSRMの除去、そういう条件をつけた米国産牛肉と日本の全頭の牛肉の比較という諮問の仕方は、当初私自身も違和感があったことは事実でございます。

しかし、考えてみますと、国民が食べるのは日本に輸入された牛肉なわけですから、そういう条件をつけた牛肉と日本の牛肉を比較するのは、まあ現実的なのかなと考え直した次第でございます。

私どもの協会の本部は食品安全委員会とは地下鉄で2駅という近い所にございますので、先ほど申し上げましたけれどもほとんどの専門調査会は傍聴させていただきました。

専門調査会の議論は輸出プログラムという条件をつけたものだけを論じたものではございませんで、米国の生産だとか流通事情も含めて議論されておりました。そういう議論を経た上で輸出プログラム付きの米国産牛肉と日本の全頭の牛肉の安全性を比較しており、食品安全委員会は与えられた条件、アメリカ提供のデータの不足だとか、それを日本のデータで補うとか、非常に苦勞し工夫して、最大限の努力をして評価を行ったものだとして理解しております。

BSE問題を長年研究された方、アメリカの牛肉の生産流通事情に詳しい方、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に詳しい方など、多様な専門家の方がそれぞれの知見を披露いたしまして、かんかんがくがくの議論をされているのを目の当たりに見てまいりました。

私ども日本チェーンストア協会は、平成13年9月10日の我が国のBSE問題発生以来、

当初から食品の安全の問題は、政治的な思惑だとか事業者の経済的な利益の観点から論ずべきものではなくて、あくまでも生活者の食の安全・安心の確保の観点から、専門家の議論の結果にゆだねるべきものである、議論の結果を尊重すべきであるということを終始一貫して主張してまいりました。したがって、結論を早く出してほしいとか、そういう要望は一度として行ったことはございません。

今回の米国産牛肉の評価に当たりまして、食品安全委員会は非常に少ないデータの中で、そういう制約の中で、科学者の良心に従いまして、最大限の努力をされた報告案であると考えております。

しかしながら、書かれた文章、これは科学者の書かれた文章でございまして、非常に正確なんだろうとは思いますが、しかし一般の人にとっては非常にわかりにくい面がありますので、今後よりわかりやすい説明の仕方を事務局の方で工夫していただければいいんじゃないかと考えている次第です。

中村 どうもありがとうございました。確かに一番最後に強調されておりましたように、非常にわかりにくい文章であることは間違いないと思いますので、今日はその辺の疑問点が多々ありますので、そのあたりを少し解きほぐしてみたいなと思っております。

まず、甲斐さんにお伺いしたいんですが、先ほど陶山さん、三宅さんからご指摘がありましたように、資料が少ない等々のいろんな背景があるんですが、厳密に科学的に評価をするのは困難であるということをおっしゃいながら、でも結論としてはリスクは同等である。そういう結論が出た背景をもう少し詳しくお話しいただけますでしょうか。附帯事項が2つほどありますけれども、その附帯事項の中身も含めて重ねてお話を伺えれば助かります。

甲斐 質・量ともに非常に違いがあるということですが、実は物すごいデータがあるんです。テレビカメラで見られたら、物すごい、こんなに、今日だれかに持ってきてもらったらよかったんですけれども、こんなに資料があつて、あれをまじめに読んでいたら一生かかるんじゃないですかね。そのぐらい量が多いんです。あれ、だれか本を書いたらいいと思うんですけれども。物すごい量のデータを提供されています。しかも英文がたくさんあつて、それを迅速に翻訳されていますので、あんなに……。アメリカ・カナダも、最後には非常に辛抱強くどんどんデータを出してきたんじゃないか。また、大変な要求をされて、私はよくぞあんなに集めてくれた、またよく出してくれたなと思います。それでもなおかつ、やっぱり大きな国、25倍違う国土、と畜量なんかは23倍違うんです。その

同等性を比較するというのはなかなか難しいことだと思うんです。

そういう意味では、この表現は、私からしたら本当に良心的な表現だと思うんです。やっぱり、わからぬことはわからぬ。でも、わかったということはっていないんです。やっぱり同等性は、厳密に評価するのは難しい。だけれども、前提を置けば差はないといっているんです。私は良心的な表現の方法じゃないかと思います。全体を把握するのはなかなか難しいことだと思いますね。

それから、三宅さんがおっしゃっていたことについて。生まれた日がわかるのかという話でしたけれども、これもそれぞれに工夫があるんです。3,000ヘクタールでも、生まれるころにはずっと牛を寄せてきたり、そして自分の近場に置いていつも観察しているんです。それは、牛1頭15万とか20万で、死んでしまったら大変な減収になりますので、非常にウオッチングしている。

以前よくアメリカに行っていたときは、アメリカ人って大ざっぱな人だろうと思ったら必ずしもそうではなくて、トラックの後ろに移動体重計を載せているんです。子供が生まれたらすっと乗せるんです。どの母親は難産だったとか、どの母親からは何キロの牛が生まれたと、ファミリーファームの場合、結構帳面をつけているんです。私は非常に厳密だなと思いました。ですから、地域によっても違うんですけれども、コーンベルト地帯のような管理しやすいところでは管理しているし、大平原では管理しにくいかもしれないけれども、でも最近では、月齢がわかるものが非常にふえています。日本が買ってくれるならできるだけそういうのを集めようと、大手パッカーに関連したフィードロットは、そういうのを集めてくるんです。そう思います。

それから、前提なしでやった方がよかったんじゃないかというご指摘です。アメリカも乳廃牛はおるし、肉用の廃牛がいます。これはやっぱりリスクが高いんじゃないでしょうか。アメリカでも2頭、カナダで3頭の場合、みんな高齢牛ですよ。ですから、高齢牛まで輸入してくるといというのは問題なので、限定してしまった方がいいんじゃないか。私はそう思います。前提をつけないと、非常にリスクじゃないでしょうか。

もっと言うと、アメリカ人よ、あなたたちはハンバーグを食べて大丈夫かいと私は思いますけれどもね。いわゆる乳廃も全部ハンバーグになっているわけですから。でも、それは日本では対象外だし、また機械的回収肉の問題も、アメリカ人にはあるんじゃないでしょうか。アメリカには生協さんはあるのかなと思うぐらいですけれども。

中村 ありがとうございます。三宅さん、ご疑問がありましたらまた後ほどご指摘いた

できればと思います。

1つお伺いしたい。甲斐さんお話しになったかと思いますがけれども、先ほど甲斐さんが示されたスライドの中で、牛の放牧とか検査とか解体の様子の写真があった。ごらんになったのはかなり大きな事業者といますか解体業者ですね。でも、仮にアメリカ産牛肉の輸入が再開された場合、必ずしも大手の解体業者のもののみではなくて、小さな解体業者のものが入ってくる可能性もあると思われるんですが、その辺の担保といたしますか、輸入プログラムの中にトレーサビリティも含めてきちんとできるのかなという懸念もあるんです。この辺は、何かクリアなお答えはあるんでしょうか。

甲斐 アメリカはすごく寡占化しているんです。4大パッカーで25工場でしたか、これで80%ぐらいを処理している。日本は零細企業がいっぱいあるわけです。ある意味では非常に管理しにくいんですけども、アメリカの方は大手パッカーのシェアが非常に大きい。寡占企業なんです。ですから、大手パッカーは、逆に管理しやすいんじゃないか。

ただ、先ほどいったピラミッドの底辺には、やっぱり管理しにくいところはたくさんある。そこはだーっと除くか、ある意味では寡占構造であるがゆえに、日本としては輸入しやすいと思いますけれども。

中村 それから、今は評価案に対する疑問に甲斐さんにお答えいただいたんですが、先ほど陶山さん、三宅さんからもこもごもご指摘があったんですが、管理組織に対しての注文とか疑問が2、3出されました。

1つ出されたのは、消費者が選べるだけの表示が可能かどうか。これはアメリカ産の牛肉を使ったとか、アメリカ産の牛肉ですよという表示が可能かどうかも含めて、管理機関、何かお考えがあったらひとつお答えいただきたい。

もう1つは、三宅さんからもご指摘があったんですが、ちゃんとトレーサビリティも含めて、アメリカの食肉加工がきちんと行われているかどうかをウオッチできる。査察という言葉はあれですが、査察ができるかどうかという疑問もあったんです。

その2点、担当の管理官庁の方からお答えいただけますか。

伊地知 それでは、表示の関係をご説明いたします。

ご案内のとおり、生鮮の食品につきましては、すべて品目と原産地が、JAS法で表示することになっております。したがって、もしアメリカから輸入された場合には、その肉はアメリカ産牛肉という表示がなされます。

では、外食では対象にならないんじゃないかというお話がございますが、外食につきま

しては、主な素材につきましては表示していこうというふうに業界の自主的なガイドラインがつくられて、実施されてきております。

問題は加工品が抜けているのではないかというお話になります。加工品につきましては、生鮮に近いものにつきましては 20 品目、例えば味つけ牛肉とか合い挽き肉、衣をつけた牛カツとか、そういう生鮮に近いものについては表示するというので、来年 10 月から義務化されることになっております。

ただ、表示というのは安全性のためではなくて、品質の違いがあるものについてやっていこうという趣旨で、JAS法に基づくものにつきましてはそういうことですので、過重な義務化はできない。罰則付きのことはできない事情もあることはご理解いただきたいと思っております。

それとトレーサビリティでございますが、日本のようなトレーサビリティは今なされておられません。ただ、アメリカもカナダも、カナダは既に義務化して、トレーサビリティを進めております。ただ、カナダも、生年月日は義務化されていないわけです。それは、その牛がどこの農場で生産され、どういう流通形態を通過してきたのかという追跡をするためであって、その牛が何歳かというところまでは、義務化はされておられません。ただ、カナダの場合は任意でそれをやっていこうということになっております。

アメリカは、今試験的にやっております。2009 年には完成させたいということで進めております。

ただ、今回、それまではトレーサビリティがないからだめなのかということではなくて、先ほど申し上げましたようにEVプログラム、輸出プログラムをつくりまして月齢がはっきりしているもの、20カ月齢以下とわかるもののみを特定して輸出できるようなプログラムをつくる。そのプログラムには、やり方とかを文書化して、このプログラムにのっとってやらなければ罰則がありますよという形での宣誓をして、その条件に合致したパッカーのみがそこに参加していくことになっております。

したがって、アメリカは800近くのと畜場等がありますけれども、そこに参加するのは、そんなにたくさん数はないと思っております。先ほど甲斐先生がいわれたように、ちゃんとしたそういうプログラムをつくって守れるところ、それに参加できるパッカーのみがプログラムに参加して日本に輸出できるという形になるのではないかと考えております。

それをどうやって担保するのかということでございます。まず一義的には、そのプログラムに参加する会社そのものが自分での内部監査をやるというのが1つあります。それと、

USDAが年2回査察をやることになっております。それと、アメリカのFDAの職員がと畜場にほぼ常駐しているわけですので、そういう形で、守られているかどうかというのは監視する。

一義的にはアメリカ政府がEVプログラムを守っているか守っていないかについては責任を持つことになっておりますけれども、厚生労働省と農林水産省でも査察をやって、実効性を確認していきたいと考えております。

中村 今伊地知さんからお話がありました。森田さん、何かつけ加えることはございませんか。

森田 基本的には同じですので、また後で、必要なら。

中村 先ほど伊地知さんからお話がありましたUSDAというのはアメリカ農務省でよろしいですね。

伊地知 と畜場に常駐している検査官はFSIS、USDAの職員でございます。済みません間違えました。

中村 USDAというのはアメリカ農務省。FDAというのは食品医薬品安全庁と申しますか、日本での厚労省に……。

伊地知 FDAは飼料規制の方の関係をやっております。

中村 その辺、恐らく用語集には書いてあると思います。後でご参考いただければと思います。

今、伊地知さんと森田さんからご説明というかお答えがあったんですけども、三宅さんと陶山さん、今のお答えで十分ではないかと思いますが、さらにご疑問とか、標準とかトレーサビリティ、もろもろの問題があるんですが、その辺で、もうちょっとこの辺を詳しく聞きたい、もうちょっと詳しく説明してほしいというところも含めて、つけ加えることが何かございますか。

今、表示はだいたい原産地表示を基本にしてやるとお話しになった。外食産業については自主的なガイドラインを決められてやるというお話があった。消費者の選択の余地といえますか、かなり高いような気もするんですが、まだ万全ではないとは確かに思うんですけども。特にご疑問がなければよろしいんですけども。あるいは小笠原さん、ありますか。チェーンストア協会もそういうところでは、表示も含めてやるということで。

小笠原 表示というのは消費者が選択する唯一の手段で、表示をきちんとするのは基本だろうと考えております。

今参事官からもありましたけれども、生肉につきましては、輸入品については原産地表示をやるわけでございます。来年 10 月 1 日からは、例えば焼き肉セットだとか、たれづけした牛肉だとか、衣をつけた牛肉等の生鮮に近いものについては、来年 10 月 1 日から完全義務化されるわけです。

しかし、私どもの協会は、ことしの 4 月 1 日から自主基準で、今いわれた焼き肉セット、たれづけした牛肉、衣をつけた牛肉については原産地表示をするようにしております。それは、来年 10 月 1 日を待たずに、うちの会員社の店舗に限ってはことしの 4 月 1 日からやるようにしていることを補足させていただきたいと思います。

中村 どうぞ、陶山さん、お願いできますか。

陶山 今甲斐先生からも写真つきでご紹介いただいたり、うちの懇話会でも現地のパッカーさんの状況など細かく知る中で、非常に安心感は生まれてくるので、そういった情報をもっと広く共通のものになっていく必要があるのかなと思います。

よくいわれますが、食の安全・安心。この安全のところは科学的な評価によって担保するんだけど、安心の部分をきちんとつくっていかないと、消費者として食の安全・安心が守られたという安心感がないところがあります。そういう情報の発信が非常にわかりやすく、広くされる必要があるかなと思います。

中村 確かに消費者の安心というのは心の問題のファクターがかなり多いと思いますので、不断にちゃんとやっているんだよという情報が伝わらないと、やはり安心はできないところがあります。そこはぜひお願いします。

それから、伊地知さんがちょっとおっしゃったんですけれども、一義的にアメリカあるいはカナダ国内で月齢もトレーサビリティも含めたプログラムが守られているかというのは、当事国の政府が、USDA にしろ FDA がきちんとやるというんですが、日本の農水省も含めて査察をやるということです。確認したいんですが、アメリカ政府ならアメリカ政府がきちんとやられるというのは、日本の食品安全委員会がまとめられた輸出プログラムがきちんと全うされているかどうかということ。それから、日本の農水省が査察をされるというのは、例えばどういう点を重点に置いてやられるのかというところを、少し詳しくお話しただけでしょうか。

伊地知 答申が出る前に、査察のことをいうのも、ちょっと.....。

中村 そうですね、なかなかいいにくいところがあると思うんですけれども。

伊地知 基本的に、もし答申をいただいて輸入を再開することになった場合という前提

を置いてお話をさせていただきます。

基本的には、先ほどいいましたように月齢の確認というのが1つございます。それと大事なのは特定危険部位の除去なんですけれども、これについても、ちゃんと特定危険部位が除去されているかどうかを現地で見る。先ほどいいましたように、アメリカ側はと畜場にUSDAの職員が常駐しておりますので、それはやっております。それ以外にも、文書で記録を残す。どういう取り方をやるのかを記録に残すということでの、そういう書類もあわせて見てくることになります。

それと、月齢のところをもう少しご説明したいと思います。月齢は、3通りの方法でやることになっています。大きく分けると2つなんですけど、書類による審査とA40マチュリティーによる月齢の判定があります。

まず、書類による審査は、2通りあります。1つは、個体ごとに生年月日を確認する。これは、規模が小さい農家であれば、日本と同じように個体ごとの管理もできるわけです。

ただ、かなりの頭数を飼っておりますと、個体ごとに生年月日を確認するのは難しいところがあります。ただ、甲斐先生がいわれたように、大部分は季節繁殖をやっている。雄も、1年じゅう雌の中にいると疲れてしまって大変なことになりますので、先ほどいったように2～3カ月間、季節繁殖ということで、先ほどありました50頭程度の雌の中に雄を1頭入れる。そこで自然交配が行われるんです。

そうすると、雄を入れてから妊娠期間がたてば、牛の場合は種がついてから約284日たつと、子供が生まれるわけです。そうすると、最初に生まれる子供を確認して、それから後生まれるものは、2～3カ月間に生まれてくるものは全部同じ生年月日にする。これは群単位の生年月日なんです。だから、後から生まれたのは、生まれたところを確認していないんだけど、最初に生まれた子牛と同じ生年月日にしましょうということなんです。

だから、本当は1月1日に生まれたものと2月1日に生まれたものは違うんですけども、2月1日に生まれたものも、1月1日とか以降に、次々生まれるのは確認していないので、すべて1月1日にしておこうということで、群単位で、群で最初に生まれたものに生年月日を合わせるやり方が省力的なやり方。そういう群単位での生年月日の管理のやり方。

それと、あとマチュリティーによるやり方でございます。

中村 非常に詳しくお話しいただいてありがとうございました。

先ほどお話しあった中の1つをさらに突っ込んで伺いますんですけども、食品安全

委員会が答申をまとめたという前提のもとにお話しただければと思うんですが、いろいろ附帯条件をつけて、結論的には日米間を含めてリスクは同等であるという結論になるかと思えます。その際、日本から見て輸出プログラムが守られていないと判断した場合、明らかに輸入はとまると理解してよろしいですね。それは、伊地知さん、お答えいただければと思えます。

伊地知 守られていない、条件に合致しないものはとまるということで、守られているものの輸入が認められるわけです。

中村 だから、輸入は続くけれども、輸入プログラムに合致していない、条件に合致していないもの、例えば月齢がきちんとわかっていないものとか、トレーサビリティがしっかりしていないものについては止めることになるわけですね。

伊地知 トレーサビリティというよりも、月齢がわかっていないものはだめですし、特定危険部位が除去されていないものもだめです。ただ、基本的にはそれがわかった時点で、USDAが是正措置をとって、合致したものを出すことになるかと思えます。

中村 それを担保するのは当事国の政府になるわけですね。

伊地知 そうです。

中村 先ほど陶山さんからありましたけれども、例えばその情報というのは常に日本側に知らされて、それは公にされるんでしょうか。

伊地知 違反があった場合には情報をもらって、どういう改善措置をしたかということ、まだこれも答申が出ていない段階から余り細かいことはいえませんが、そういうことも考えているところです。

中村 わかりました。ありがとうございました。

では、少し早いんですけども、フロアの方々から、この辺をもう少し詳しく聞きたいとか、あるいはこういう疑問があるんだけどどうなんだろう、答えられる範囲で答えてほしい、わかる範囲で我々の理解を進めてほしいというご指摘がありましたら、挙手をお願いしたい。

済みませんが、先ほど西郷さんがおっしゃったように2分以内でお願いいたします。予鈴と本鈴を鳴らしますので。

では、マイクが参りますので、マイクで。所属とお名前をおっしゃっていただいて、どなたにお聞きになりたいのかも含めてお話しいただきましょうか。

土井（福岡県生協連合会） 進め方のところで、パネラーの方たちもあくまでも1つの

意見ですから、私もリスクコミュニケーションに参加している者も1人の者ですので、だれかに尋ねるということではなくて、総論的に意見を申し上げたい。

中村 それは構いません。

土井（福岡県生協連合会） まず最初に、食品安全委員会の皆さんには大変ご苦勞をいただいていることと、マスコミの皆さんにお願いしたいのは、12月から米国産・カナダ牛の輸入解禁みたいな書き方は、少し慎重にさせていただきたいと思っています。

私は福岡県生活協同組合連合会の土井と申します。

まず最初に、私の聞き間違いかもわかりませんが、2005年8月に国内牛の整理をするときに、相当いろんな意見を出しながら踏み出したと思うんです。それでもまだ国内については今でも全頭検査を実施している状況があります。そういうことを踏まえて、やはり今の国内牛の一定の基本方向が出されたものをベースにしながら、今回も同等性と考えられたと考えます。そういう意味からすると、先ほど甲斐先生からありましたけれども、ピラミッドです。ピラミッドの上の方の日本の場合が、1/20としてこのくらいです。アメリカの全頭の中で、この1/20のピラミッドの上が国内産に同等だ。だから国内に輸出してもいいんだということであれば、私は理解できます。ところが、そうじゃないから、これから先輸出プログラムをつくっていくんだ、もっと検討するんだということであれば、そのところをもっと具体的に出してほしいということです。

何もかも反対だといっているんじゃないんです。先ほどありましたように、国内産と同等のものを私たちは望むんだということであれば、それを明確に出してもっとやりとりをしたいと考えているということです。

以上です。

中村 ありがとうございます。

甲斐さん、お答えはできますか。おわかりになる範囲で。例えば今ピラミッドのことをおっしゃったので。最初、甲斐さんもピラミッドのことをおっしゃったんですが。はっきり申し上げて、上積みですね。比較して同等だといえるのかどうかというご疑問もあったかと思いますが。意見ですけれども、もしもお答えされるのであればお答えいただければと思います。

甲斐 土井さん、どうもありがとうございました。

私、この機会をかりて、申し上げるのを忘れたことが1つあるんです。それは、SRMの定義はいろいろあるんですけれども、大手パッカーさんは全頭からSRMを除去するの

です。定義によると、アメリカの場合は扁桃腺と回腸が全頭から、30 カ月以上が脊髄とかを取ることにしているんですけども、大手パッカーさんは、30 カ月以下かどうか面倒くさいので、すべての月齢から全部SRMを取っていることをまず理解しておく必要があるんじゃないでしょうか。その中で、なおかつピラミッドの20 カ月以上ということですよ。

もう1つ聞いたかったことは、4大パッカーに25の工場があります。25の工場があるけれども、アメリカ全体の80%を処理しているんです。25の工場が、先ほど800とおっしゃいましたけれども、800の中の25工場で80%。日本は4つの大きな工場の中では20%しか処理していません。ですから、ある意味では非常に管理しやすい構造になっているのではないかと思います。

中村 お答えを求めておられないんですけども、ちょっと補足的に甲斐先生にお伺いしました。どうもありがとうございました。

ほかは何かございますか。この際、意見交換会ですので。感想を含めて、フロアの方から積極的な……。どうぞ、おっしゃってください。今マイクが参りますので。

山口（外食業） こんにちは。外食業に従事している山口と申します。

まず、甲斐先生にご質問があります。お写真とかいろんなもので繁殖農家さんとか育成農家さん、肥育農家さんの写真がございました。SRM除去の写真もございました。全体的に衛生管理とか、全体の設備の管理などは、アメリカのパッカーさんとか、日本と比べてどうなのかというご質問が1つあります。

あとは、第一歩として20カ月以下の月齢牛の輸入解禁のめどが立って、光が出てきたかなというのが本当の思いです。本当に早く解禁を望む次第でございます。

中村 第1番目に衛生状態のご質問がありました。お答えいただけますでしょうか。

甲斐 なかなか申し上げにくいところが1つあるんです。小さなピラミッドと大きなピラミッドという話をしました。実は、日本の小さなピラミッドの中にもいろいろあると私は思っているんです。今日、ここには福岡の食肉市場の場長さんとか北九州の場長さんが見えています。そういう大きいところはいいんですけども、必ずしもそうじゃないところもあるんじゃないかと思うんです、国内の方にも。でも、そのことは余り議論しなかった。国内にもいろいろある。だから三角形になっているといったんです。丸一点じゃないですね。でも、アメリカも大きな三角形になっていると理解する必要があるでしょうか。

それから、あくまでもその三角形の上積みの方をやるんだとっているんです。でも、

日本にもいろいろあります。それはご存じのとおりでございます。

中村 今、衛生状態のことで説明がありました。正直なところ、森田さん、どうなんですか。かなりばらばらというのが実情なのでございましょうか。

森田 と畜場においても、施設をつくるときには施設の許可あるいは衛生管理については衛生管理責任者等を置いて衛生管理をする。いろいろというのはH A C C Pを取り入れた衛生管理をするようなと畜場もあれば、そういう形ではないけれども、S S O Pの中でやると畜場もある。あるいは新しいと畜場もあれば、少し古い、それでも何とか人の手で衛生状態を管理しながらやっていると畜場もある。処理の規模も大きいところも小さいところもある。そういう意味でいろいろあるということでございますけれども、肉の安全性ということであれば、人が食べて大丈夫という安全管理ができるようなと畜場しか、許可され、肉を出すことはできないシステムになっております。

中村 ありがとうございます。

ほかはございませうでしょうか。安心を深めるためにはいろいろ意見とかコミュニケーションをしたい。どうぞ、おっしゃってください。

堀田（生産者の会） 生産者の会の堀田と申します。

私も、4年前にB S Eのことで大変心痛めて、自分でお肉の販売とか、消費者に向かっている自分から発信したいという思いで、今4年たっております。

単純に、何で検査して出さぬのか。B S E検査を、本当に安全で、アメリカの事情もいろいろあると思うんですけれども、やはり商品売るんだったらきちとした検査をして出すべきだ。どう考えてもそれしか思わないんです。

私、毎週牛を出荷して内蔵を取りに行くんです。いつも夕方、B S E検査が終わりました、合格しましたよ、その一声で市場に内蔵を取りに行きます。検査がないと、ちょっとおかしい、ひっかかっているのかなと。また、再検査していますと。市場の方、検査機関の方も神経をとがらせてしておられます。それが、今の日本の現状です。それが、アメリカから肉が入ってくる前提で、20カ月以下は安全ですよというのを植えつけられているような、僕はそういう気がするんです。

今でも日本で20カ月以下は検査しなくていいですよという世界的な思惑というか、いろんなことがあるんだろうと思うんですけれども、検査すれば、本当は私は大いに持ってきていただきたい。お肉が足りないことはようようわかっております。おかげで子牛は高くなり、経営的には今大変つらいところがあります。そういった事情がありますので、思

いを話しております。

中村 生産農家の実情というか、気持ちをお話しいただきました。ありがとうございますました。

どういものでも結構でございます。先ほど申し上げましたように、安心を深めるためにいろいろ交流とか交換をやるべきだと私は思っております。それで安心の程度が少しでも高まればそれにこしたことはないと思います。どんな意見でも結構ですので、出していただければと思います。何かございますでしょうか。どうぞ、おっしゃってください。

キュウダ 筑前朝倉のキュウダといいます。今、安心という言葉が盛んに出始めました。役所の方に伺いたいんですが、安心を先にとるんですか、それとも安全を先にとるんですか。安全がついてきたら、安心は絶対に後から来ると思うんですけども、そちらの方はどうお考えでしょうか。

中村 まず最初に管理機関の方にお伺いして、後で私の方から。

では、伊地知さん、もしお考えがあったらお願いします。

伊地知 基本的には安全が大事なことで、安全であって、そこに安心がついてくる。安全があって、信頼があって、安心が生まれるということだと基本的には思います。しいが、安心していろいろなことを義務化というのは、なかなか難しい面があるものですから、先ほどいったように法律で規制できない部分もある。安心のためだけで法律で規制するのは難しい面もあるということです。

中村 では、私の考え方を申し上げます。

安全であればすぐ安心ができるのではないかと、必ずしもイコールではないと私は思っています。といは、安全というのは先ほど陶山さんとおっしゃったんですけども、科学的に評価できて、事業者、生産者も含めて、これは安全ですよと担保されるのが安全だと思はいます。

ただ、それが100%安心に結びつかないのは、安心というのは恐らく心の問題があって、使う人たち、消費者が、例えば、これは安全といわれたけれどもやっぱり怖いね、私は気持ち悪いわということでは、これは安心につながらないケースもあり得ると思うんです。だから、安心を深めるためには安全だということをより深く理解する1つの段階が必要じゃないかと、少し分けて考えた方がいいんじゃないかと私は思っています。

どうぞ、おっしゃってください。

キュウダ 今ありましたように、老廃牛の肉はとらない、だから20カ月の確保がはっ

きりできるとか、そういうものであるとか、そこら辺が全然。スーパーの方もいろんな問題になっていますよね、偽装表記とかで。そこら辺も含めて、最終消費者は安全なのか、安心なのか。安全を求めているんなことをしているけれども、そこら辺はどうでしょうかということです。

中村 どうでしょう。陶山さん、先にお答えいただけますか。

陶山 もちろん安全があって、その次に安心。もう皆さんおっしゃるとおりだと思っています。だからこそ、安全評価をされる今回のプリオン調査会なり食品安全委員会の答申が非常に重要になってくると思っています。それがきちんと独立性の高い科学的な根拠によってなされることが非常に重要だと思っています。

中村 同じような意見ですので重ねて申し上げませんが、まず安全ありきだと私たちは思っています。私は少なくとも思っています。ちょっと議論の輪から外れちゃって申しわけございませんけれども。

何かほかにございますでしょうか。こういう議論でも結構でございますので、どんどんおっしゃっていただければと思います。福岡の方は割とおとなしい方が多いような気がします。もっと活発な意見交換が必要かなと思っているので、どうぞ。

女性A（熊本市消費者団体） 熊本市の消費者団体でございます。先ほどから、安全・安心とおっしゃいますけれども、どうしても安全というのが信じられないんです。何回もBSEのこういうあれに出席しますけれども、そのたびにこころ変わるようなことがあります。何かやっぱり安全ですか、安全がどうしても信用できないんですけれども。これは消費者の私の意見でございます。

中村 お気持ちとしては安全がよくわからないので、安心はできないということでございますか。

女性A（熊本市消費者団体） そうです。まだ安全にひっかかるところがたくさんあります。例えば生年月日のことですか。

前は、生年月日のところで……。お待ちください。済みません、時間をとらせて。前のときの資料で、月齢に関するところで、今日のは参考資料になっておりますけれども、個体別の月齢証明とか生産農家の出生記録とか、そういうものの群ごとでの月齢証明というのが書いてありましたから、これは義務化されていますかと質問いたしましたけれども、それは義務化じゃないようなお話でございました。今日の資料では個体別のあれはなくて、枝肉のことだけになっております。さっきの説明では群単位のあれになっております。さっ

き説明なさいましたのでは。群の単位で最初に生まれた子供の年月日として、その群で生まれたのはその年月日にするとおっしゃいました。そういうふうにならなくなっていくところが信用できないような気がします。

中村 正直なご質問がありました。

伊地知さん、何かございますか。ぶれてはいないということを含めて。

伊地知 生年月日のことは、これから輸出プログラムで、もし答申をいただいてアメリカから輸入をする場合には、その月齢の証明についてそういう仕組みでやっていきたいと思いますというこれから先のことを今ご説明したんです。今現在はどうなっているかというのは、今現在は、アメリカではそれはなされていませんし、日本に輸出できないのでそういう仕組みもできていないんです。だから、もし日本に輸出する際にそういうE Vプログラム、輸出プログラムをつくった場合には、月齢の証明をそういう形でやっていきたいと思いますという考えがあって、それについてちゃんとそれができるところでないと輸出が認められませんかよということです。

それと、義務化という話でトレーサビリティのお話でしょうか。参考資料3の19ページの下でしょうか。これは、先ほど申し上げましたけれども、日本の場合は2003年12月から義務化いたしました。カナダは2002年7月から義務化しましたが、生年月日については2005年から任意で実施する。生年月日は義務化されていない。それと、アメリカはまだ義務化されていないで、2009年1月をめどに仕組みを完成するための準備を進めている。

これと、先ほどいいました日本に輸出する場合のE Vプログラムは、直接は関係ございません。日本に輸出する場合は、これ以前であったとしても、そういう仕組みで月齢の確認をやっていくことにしようという考えがあるということです。まだ先なので、余り先走ったことをいってはいけませんので、そういうことを検討しているということです。

中村 前提条件、要するに現在まではリスク評価の案を出した。これについて厳密に質問しましょう。ただ、考える上で、それからどうなるかというのは非常に大きな要素だと思いますので、それも今の段階は参考意見という形になりますけれども、とにかく伊地知さんとか森田さんに伺って、それならば安心が少し広まるわねというところがあればいいのかなと私は思っております。

こういうお話もいろいろな前提条件を踏まえてお話しいただいて、それも参考にして、答申が出た暁にはこうなるのであろうなという想像のもとに自分なりの判断、評価をもう

一回見直す、見てみる必要があるかなと思います。ぜひそうしてください。

女性A(熊本市消費者団体) この月齢判別法というのは米国が出しているわけですね。米国の例として。

中村 伊地知さん、もう一回お答えいただけますでしょうか。

伊地知 月齢の判定方法の生理学的成熟度というのは、アメリカ側が提案しているもので、日本の仕組みではありませんし、カナダはアメリカのような格付の仕組みを持っておりませんので、そういうことをせずに、カナダは書面だけの月齢の証明を検討している状況だと聞いています。

この生理学的成熟度というのは、アメリカがずっと格付制度のもとで使っていた仕組みで、それが活用できるだろうということでやった仕組みであります。

中村 大体何となくおぼろげながらわかりいただけますでしょうか。一度に理解するというのはなかなか難しいものですから、継続的にいろいろな情報を集められて、あるいは出していただいて判断を深めていく、理解を深めていくことが必要かなと思います。我々も一度ではなかなか理解しにくいところがあります。それはお互いでございますので、よろしく願います。

後ろの方でお手を挙げられた方、どうぞ、お願いいたします。

女性B(消費者団体) 同じく消費者団体の者なんですけれども、日本チェーンストア協会の小笠原さんにお尋ねしたいと思います。

プリオン専門調査会の案につきましては妥当なものではないかとおっしゃっていますけれども、やはりスーパーなどで消費者が利用していくときに、消費者の声はどのように受けとめていらっしゃるのか、調査をしていらっしゃるのか。

それから、先ほど陶山さんから何度もありましたけれども、消費者に向けての情報の発信のところは、チェーンストア協会さんとしてはどう考えていらっしゃるのか、2つお聞きしたいと思います。

中村 チェーンストア協会固有の問題かと思いますが。では、小笠原さん、お願いできますでしょうか。

小笠原 まず消費者の声についてでございますけれども、私どもはお店を信用してもらわないと消費者から買ってもらえないと基本的に考えております。したがって、このようなBSEの問題のような科学的な問題は、私ども事業者がどうだこうだ、安全であるというよりは、専門家の皆様に審議していただいてその結果を踏まえて専門家の皆様がそ

れは安全ですよというのであれば、それは売っていきましょう。もしちょっと疑問があるなら売らない。

そういうことで、あくまでも慎重に議論していただいて、その結果を踏まえて、その後の話ですけれども、かつ、リスク管理機関がちゃんとアメリカだとかそちらをチェックして、それでいいかなとなった段階で初めて、個々の社の話ですけれども、販売していくことになるのではないかと。だから、再開してからすぐ売るとかそんなことは、当協会の会員社は考えていないと思います。

それから、情報の発信でございますけれども、私どもは、JAS法だとかに比べると非常に厳しい自主基準をつくって、会員社に対応してもらっています。それは、私どものホームページ上に掲載するとともに、私どもの自主基準のパンフレットを数十万部つくって、会員店舗の店頭において我々の自主基準をPRしている、そういう対応をしております。

中村 ありがとうございます。

陶山さん、今の小笠原さんのお答えとかご指摘で、さらにご疑問とかございますか。特にございませんか。消費者の立場から、いろいろチェーンストア協会の方々にこういうところを少しお聞きしたいなというところが重ねてございましたら。

陶山 特にはありませんけれども、さらに要望ということであれば、チェーンストア協会さんがおっしゃっているのは、科学的な評価については全面的に信頼を置いてということなんですけれども、私ども生協でやる時はというか、こういう言い方をしたら変ですけれども、生協に求められることとしましては、その答申自体のわかりやすさといいますか、全面的に、特に独立性のある評価機関として私どもは信頼を置いているわけですけれども、さらにその答申自体のわかりやすさがあれば、一方的に信頼するという関係だけでなく、中をきちんと見せていただいて、なおかつさらに信頼を重ねていけるといいますので、直接チェーンストア協会さんへということではなくて、違いというところではさらに要望ということではあります。

中村 確かに小笠原さんもおっしゃったんですけれども、答申が出る、その答申は一般の人には内容が少し難し過ぎるのではないかと懸念も、私自身も持っております。答申は答申として、さらにもう1つ一般向けに答申の中身をかみ砕いて、今日甲斐さんがおっしゃったように少しわかりやすい内容のものを配布していただければと思っているんです。その辺、西郷さん、何か提案が何かございますか。

司会（西郷） 食品安全委員会事務局でございます。

わかりにくいというご指摘はあちこちからいただいております、今日お配りした用語集だとか季刊誌などを通じまして、その都度私どもとしてもいろんな科学的評価、技術的だけではございませんけれども、おわかりいただけるように、あるいはご意見が出やすくなるようにといったことは努力しているつもりでございます。今日の意見交換会もその一環でございます。

ただ、非常に難しいことは確かに難しく、専門家の方々が10回も集まってああでもないこうでもないやったところを5分でわかるようにするというのは、いいわけになりますけれども、なかなか難しいところでございます。ただ、そういってもおられませんので、いろいろやってみております。

このBSEにつきましてはまだ評価が固まっておりませんので、こういった形で意見交換をしているわけでございますけれども、もし評価が固まりましたら、その段階に季刊誌で特集を組んで、どういうことが議論されてどういうことだったのかというのをもうちょっとわかりやすい形でというようなことを考えております。

今回、確かに10月31日にご議論が終わってから、どう解釈したらいいかと考えました。ここにも結論等が出ておりますけれども、読んでみてわからないといわれると確かにそのとおりですけれども、なかなか結論も出なかったので、資料を準備する期間もなかった。要するに早く、わかりやすく、正確に、だれでもアクセスできるというのが資料提供の原則だとあちこちからおしかりを受けるんですけれども、非常に矛盾した難しいことで、日々努力していても、至らないことは自覚しております。

今後とも資料作成だけではなくて、ちゃんと見ていただけるようにする、考えていただけるようにすることは工夫してまいりたいと思います。逆に、いろいろご指摘をいただければと考えております。よろしく願いいたします。

中村 ありがとうございます。

非常にわかりにくいところとして、甲斐先生に重ねて1点お伺いできればと思います。

先ほどのご説明の中で、牛に暴露され、あるいはBSEが増幅されるリスクというのは、アメリカとかカナダについては日本より数倍のリスクがあるんだ。括弧して(1.5倍)という表現がたしかあったと思うんですが、その辺も、数倍というのは2倍から9倍という、1けたの倍数なのに、それがなぜ1.5倍という形で表現というか、括弧つきながらいわれるのかというのはにわかには理解しにくいところがあるんです。この辺を少しかみ砕いてお話しいただけますか。これがわかれば、ある程度理解が進むのではないかなと考えますので。

甲斐 私自身も、数倍が1.5倍というのは、日本語としては「数」というときは5～6倍なら数倍ですよ、日本語だと。ちょっと日本語としてはどうかなと思っていますが。数字では1.5倍ぐらいといっていますね。

中村 1.5倍と理解した方が正確さに近いかなという感じなんではないかなと思います。数倍というとしても、私たちいろいろ記事を書く場合の数倍という3～4倍か5～6倍ぐらいかなという想定で書きますけれども、1.5倍というのは数倍と普通書かないというのが我々の感覚ですので、この辺もう少し、表現をきちんとされた方がより理解が進むのではないかと愚考します。

あともう一つ、ご存じだったらご説明いただきたいと思います。諮問の内容とか、恐らく答申されると思うんですが、答申案の中では、アメリカ産とカナダの牛だといっているんです。アメリカとカナダというのは同列に考えてもいいんでしょうか。国境があるようなものなんですけれども、あれは仕組みとか制度というのは共通して考えた方がいいんでしょうか。その辺、もしご存じだったら教えていただければと思います。

甲斐 アメリカにはタイソンフーズ、カーギル、スィフト、ナショナルビーフ、4大パッカーがあるんです。特にタイソンとカーギルがカナダに進出しているんです。そのシステムは全くアメリカバージョン。アメリカの工場をカナダでやっていると思います。それから、フィードロットもほぼそうです。ですから、カナダ・アメリカは牛共同体みたいに思われます。

ではメキシコはどうか。まだ私はメキシコの研究はしていないんですが、アメリカ、カナダ、メキシコの自由貿易協定をやっているわけで、メキシコからも入ってくるわけです。カナダ・アメリカからは輸入していないけれども、メキシコは輸入しているということになると、そのあたりも一体どうするかという問題もあるような気がします。

いずれにしても、カナダとアメリカはほぼ一体的だととらえていいのではないのでしょうか。

中村 ありがとうございます。

フロアの方、ほか、何かいろいろご疑問とかご質問。

ではお願いいたします。

大木（日本生協連九州地連） 日本生協連九州地連の大木と申します。

今後の進め方で質問なんですけれども、どうしても管理措置の方に話が行ってしまうんですが、今回の評価案の結論を読むと、前提条件がまず基本にあって、輸出プログラムが

遵守されたと仮定した場合という前提での評価になっていますよね。そうすると、結局輸出プログラムが遵守されないとこの評価は成り立たないという理解を私はするんです。そういうふう考えた場合、今後評価案のリスコミが終わって12月初めぐらいに最終的な答申が出されるのかなとは思いますが、その答申を踏まえてリスク管理機関の方で今後の対応策を考えられていくと思うんです。その際、改めてリスク管理機関の方でどういう管理措置を具体的にやっていくのかとか、措置の検討についてどういう中身でやっていくのかについて、国民にちゃんと説明をして、改めて意見交換会をやるですとかパブリックコメントを求めるとか、そういったプロセスは予定されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

中村 今日の意見交換会、パネルディスカッションも含めて、こういった出されたご意見とか交換した意見がどの程度反映されるのかも含めて、これはどなたにお伺いすればよろしいのか。管理機関、まず伊地知さんの方からお伺いできますか。

伊地知 答申をもらう前に先のことをすべて決めていくこと自体、また皆さんからおしかりを受けるわけでごさいます、先のことを明確に決めているわけではございませんが、今回の諮問につきましては、諮問をする前にそういう条件を、こういう形で諮問をしますという形でのリスコミを、厚生労働省と農林水産省で全国9カ所やらせていただいた上で諮問させていただいております。あらかじめ前提条件につきましてはご説明して、意見交換をやってきたところであります。

では今後やらないのかということではなくて、「答申の中で説明を」とかいう表現もございますし、答申を踏まえて具体的にどういうことをやろうかというのは決めていきたいと思っております。今の段階で、答申をもらう前からこういうことをやりますというのは、私どもとしては適切ではないのではないかと思っております。

中村 そうですね。管理機関側が、今の段階で、全体的にお話しになるのは、なかなか議論といいますか考え方がごっちゃになってしまいますので、参考意見の1つとしてこうなるであろうということでお聞きいただきたいと思えます。

今日いろいろな意見交換、ご意見をいただいたんですが、今日のご意見がどういう形で反映されるのか、もしご存じだったら教えていただけますか。

司会 食品安全委員会事務局でございます。

冒頭、見上委員のあいさつがございましたけれども、今評価案につきましては、皆様方

のご意見あるいは新たな科学的情報があれば寄せていただきたいということでお願いしているところでございます。この意見交換会もその一環でございまして、今週、久しぶりに札幌から始めまして、今日で4日目でございますが、全国7カ所で行う予定にしております。

出されたご意見、情報と申しますのはすべてまとめまして、プリオン専門調査会の評価案ということでご意見いただいておりますので、まとめた上で、プリオン専門調査会の先生方にお送りして見ていただくこととなります。その上で、科学的なご意見というか科学的な見解に大きな変更を要することがあるのではないかと座長が判断した場合には、もしかしたらプリオン専門調査会を開くことがあるかもしれませんが、今までこういった評価の前例で申しますと、前例といっても食品安全委員会はできて2年でございますけれども、そういったことは非常に少なかったかと存じます。

その点について、食品安全委員会あるいはプリオン専門調査会の考え方をご議論いたしました上で、食品安全委員会で議論いたしました上で、答申ということになれば答申になります。

それから、意見交換会での意見につきましても、これは7カ所でやってございますけれども、取りまとめまして、プリオン専門調査会のメンバー、食品安全委員会の委員にご報告を申し上げて、ご議論の参考にさせていただくこととしております。

そういった点では、案が出た段階で、それが正式なものになっていく間に、こういったところの意見交換は取り込まれていく、反映されていくことになろうかと存じます

中村 質問された方、今のお答えとか伊地知さんのお答えで、100%じゃないですけども、大体ご理解いただけましたか。諮問される段階でも既にリスクコミュニケーションをやって、それを反映した諮問の内容になっているというのが第1点でおっしゃった。

それと、今西郷さんがおっしゃったように、今日も含めていろんな意見交換会で出された意見あるいは声は、今後のプリオン専門調査会、食品安全委員会の答申に反映するんだというご趣旨の発言があったかと思えます。大体よろしゅうございますか。

大木（日本生協連九州地連） 大体の組み立ては理解しているつもりです。ちょっと言い方が悪かったのかもしれませんが、輸出プログラムが遵守されるための担保の問題。どうやって担保されるのかというのがやっぱり不安なわけですから、そのことはきちんと保障できるような組み立てをしていってほしいというのが意見です。

以上です。

中村 今回の段階では、査察も含めて万全を期してくださいとしかいいようがないんですけども。むしろ、こういうことができるのではないかというアイデアがあったらどんどんおっしゃっていただければ、あるいは森田さん、伊地知さんの方で、管理機関の方でできることであればやってもいいかなという判断も出ると思うんです。済みません、勝手なことをいまして。

ちょっと先走っちゃって、今日出た意見のことも含めて、ほかに何かございますか。何か随分おとなしいような感じもしないでもないですが。

どうぞおっしゃってください。

ユキタケ（生産者の会） 生産者の会のユキタケと申します。

先ほどもうちの会員がいましたように、結局日本でBSEが発生した後、BSEの検査体制を取り入れて国民に理解を求めたわけです。功を奏して、国内で生産された牛肉は安全だということで、業界の中では今お肉が足りないと思います。店頭価格も高騰しています。生産者も大変困っております。なぜかという、肉が高くなって、農家の方は、今は肥育農家はよかろうという話なんです。

ところが、肉が高くなると子牛の市場が高くなるわけです。当然、残った利益は同じぐらいになっちゃうわけです。これでもう一遍、もし仮に牛肉の消費がどーんと落ち込むと、単純にいうと売りが立たないわけで、赤字になって倒産するわけです。

生産者として、僕たちが一番望むのは、今消費者がいわれたように、何で安全の担保として、アメリカ、外国に対して検査ができないのか。これが不思議なんです。日本の場合も、結局13年に発生して、急激に消費が落ち込んだわけです。ところが、その当時の武部農水大臣がいわれたように、検査をやっているからまだ出ますよ。その言葉を国民が勘違いしたような時期があったと思います。ところが、実際何頭出たか僕もよくわかりませんけれども、最後の方は新聞の記事が小さくなって、消費は守られてきた。

検査費が幾らかかるのか実際には知りませんが、やっぱり検査をもってそれを担保とするということで、押しているのではないかと思います。

中村 三宅さん、今生産農家の方がおっしゃったことに何か補足することとかございますでしょうか。

三宅 私が心配しているのは、私の会員が話しましたように、今消費が順調に行って足りないという状況があるからいいんですけども、それが信頼を裏切られたときは困ると思うわけです。信頼というのは、やっぱり検査をするというのが信頼を得る一番近い道で

はないかと思えます。

最初僕がお話ししましたように、農林水産省の方も厚生労働省の方も、結局はアメリカに輸出プログラムを遵守しているかどうかというよりも、ゆだねるわけです。ちょいちょい査察するということです。聞いていたら常時じゃないわけです。そういうことが、結局は食の信頼を失っていくことになるんじゃないか。これが普通だったらいいんですけども、やっぱりアメリカで検査の中でBSEがまた1頭、2頭とふえていけば、検査をされていない牛ですので、私たちはそこを心配するわけです。

ですから、通常は足りない牛ですから大丈夫と思うんですけども、全部じゃないけれどもほとんどの部分をアメリカの査察にゆだねるといいますか、それが心配だと思うわけです。

甲斐先生が全国25カ所ぐらいが大きなパッカーがしているところといわれますけれども、ではその25カ所を、日本向けにするところは、日本の政府の方々が行ってちゃんと査察するということをしてもらわないと、私は心配でなりません。

以上でございます。

中村 ありがとうございます。今、生産者の方、今ご質問の方と似たようなご意見があったんです。

ただ、今日の意見交換会は評価の案に対してのことがメインになるんですが、それを考える上でも、今後どうするのかを考えないと、評価案を「うん」ということはできにくい。今のご質問、例えばアメリカ任せではなくて、日本側がもうちょっとイニシアチブをとったらどうかというご指摘が多々あったと思うんですが、これはどうなんでしょう。今の段階では仮定のお答えになると思うんですけども。

伊地知 検疫制度というのは、まず相手国政府が証明をして、日本側でも輸入検疫をやって認めるというのが一般的な仕組みでございます。アメリカも、日本の牛肉の貿易を双方向で認めていきましょうとっておりますが、それも日本側が日本の施設をちゃんと責任を持って輸出条件を守らせるということで、基本的には相手国政府がそこをしっかりと担保する。その担保する仕組みがちゃんと機能しているかどうかを我々は査察する。アメリカも日本の仕組みがちゃんと機能しているかどうかを査察に来ます。我々もそういう形でやるのが基本だと思います。

ほかの病気でも同じでございます。相手国政府に疾病がないという証明をしていただいて、検査をしていただいて、それをさらに輸入する側で輸入検疫をやる。それが一般的

な、国際的なやり方です。

あと、全頭検査を求めよということでございますが、アメリカ側がいているのは、検査は安全性を担保するものではないということです。検査をしたからBSEにかかっていないとはいえない。それはなぜかといいますと、20カ月齢以下であればプリオンも蓄積していないし、そういうことで検出されない。20カ月齢以上のものであっても、脳の延髄というある一定の場所だけを調べておりますので、そこにプリオンがたまっていなかったら、それは21カ月齢でも30カ月齢でもすり抜けていく。ですから、検査をすれば100%BSEにかかっていないと保障することはできないんだというのが基本的なアメリカの考え方。それと、安全性はSRMの除去とかそういうことで担保していこうというのが基本的な考え方です。

今全頭検査をやっているのは日本だけとで、欧米諸国も、EUは基本的には30カ月齢以下は検査をしていません。一部の国が念のためということで24カ月齢以上を検査するという仕組みになっていまして、日本はBSEが発生した大混乱を抑えるために全頭検査を導入しまして、それはそれで大変効果があったわけです。その仕組み自体が悪いということではなくて、ただそこは科学的に見直しをする必要があるということで、国内措置の見直しが食品安全委員会の方に諮問されたと考えております。

したがって、アメリカは検査をして安全性が100%担保されるわけではないので、それをすべてのものについてやることはできないと考えていると思います。安心のためにそれを相手に要求するというのは、国際貿易上は、安心できないから検査をしないとだめだというのは、なかなか難しい。アメリカは、日本の消費者が安心できないんだしたら、まず入れてもらえば自分たちが一生懸命PRをしてやりますからとっています。

中村 でも、安心のためには、日本のいい点といいますか、ちょっとむだかもしれませんが、日本のやり方のいい点を取り入れて反映していくのが必要なのかなとも思います。ただ、国際基準だから云々というだけで納得できない部分もありますので、その辺を少ししんしゃくして、管理機関といいますか管理組織が判断されるというののもあってもいいのかなと私は考えます。よろしく願いいたします。

どなたか、お願いいたします。

ウシオ 市内からやってまいりましたウシオと申します。小さい子供が2人います。小学校、保育園にも通っていますので、常日ごろ牛肉はもとより、魚、鶏肉、豚、米、野菜、すべてのものに関して、食品というものに関して、子育てをする親の観点から、大変慎重

になっております。

いろんな分野の方々がいろんな見解をお持ちですので、多少困惑しておりますが、先ほどおっしゃっていましたが、焦点というのが特定危険部位を除去した牛肉であれば大丈夫なのかというところを1つ質問させてください。

中村 これは甲斐先生にお伺いした方がよろしいのかもしれませんが、SRM、特定危険部位を除去したら100%は難しいんですけども、かなり安全度が高いという理解でよろしいのかというご質問でございますね。

ウシオ そうです。

中村 どうでしょう、甲斐先生。

甲斐 私の専門は農業経済なので。だけれども、すべてを、大手パッカーは全部やっているんです。何回もいうように、アメリカの場合、30カ月以上がSRMですけども、ですからきっと中小の小さな畜場は30カ月以上はやるけれども30カ月未満はやっていないのかもしれませんが。でも、大手のパッカーは全部年齢を問わずSRMを除いている。ですから……。

ウシオ 済みません、僕が聞きたいのはそうではなくて、牛肉に関して特定危険部位を除去した牛肉は安全なのか安全でないのか。月齢に関係なく聞いているんです。

甲斐 そうなんです。だから、世界的に安全だと見ているんです。科学者もそう見ているし、世界もそう見えています。でも、もっともっと、いや絶対だめだという人はまだおられるかもしれません。もう絶対牛肉は食べないという人はおられるわけで、物すごい精度が高くなってきたら、実は筋肉の繊維の中にわずかにあるという人はおられるかもしれませんけれども。

中村 今スライドが出ておりますけれども、延髄も脊髄も含めてこういうところにプリオンが集まりやすいので、ここを除去する。SRMです。除去すれば99.44%は安全であるということです。では0.5~0.6%をどう考えるのかといわれれば、それはちょっと個人の判断なのかなという気がしますけれどもね。

甲斐 でも、これは現代科学においてこうですから、将来、100年先はまだわかりませんよ。新しい技術が発展したらわからないけれども、現状、現代の科学の専門家が見て、そう見ております。

伊地知 私の理解だと、残りがどこかにあるといっているわけではなくて、検出限界以下なので、ほかのところにあるかもしれないということで計算するとこうなるということ

だと思えます。ほかにあると断定しているわけではなく、検出されないので、検出限界かもしれないという計算をしたらこうなるということだと思えます。

中村 ひょっとしたら 100%SRMにあるかもしれないということです。最低ラインは 0.5~0.6%あるということです。

ついつい私どもは筋肉にあるのではないかなと、これ以外のところに、そう思ってしまうがちですけれども、今伊地知さんが説明されたように、0.5~0.6%は検出が不能であるということです。ひょっとしたらSRMの部分にあるのかもしれないということ。これをどう考えるかというのは、またちょっと別の問題になってくると思えます。そういうことしか今の段階ではいえないのかなと思えます。

ウシオ したがって、僕は安全であると認識しているんです。議論の焦点になっているところで、安全と安心は別物であると考えています。どんなに安全なものでも、例えば水でも、体にいいといわれても必要以上に摂取するとおなかを下しますし、そういった観点で思うと、今輸入されている牛肉は、国内にある基準、日本と同じようにスーパーとかで並んでいる牛肉は、全頭検査が行われているわけではもちろんありません。

そんな中で僕が思うのは、皆さんご存じのとおり、国内であったときに、政治家の方が日本の牛肉が大丈夫だと食べられたときに、僕たち消費者はむしろ不安になってしまった。もっと不安をあおって、そんなところで全頭検査が国内で始まるようになりました。僕はやっぱり、国民の安心を買うための緊急的な処置だと思っていますので、今国では全頭検査をやめる方向で行っていらっしゃいますよね。

今アメリカに数百万人の日本人が行っております。世界でもアジアでも、日本はアジアを代表する先進国であると思っておりますので、ぜひ特定危険部位を除去した牛肉が安全というのであれば、むだな税金をどんどん費やして、必要以上に安全で高いお肉ではなくて、国際基準にのっとった本当に安くおいしいお肉を僕たちも子供たちに、僕も国内外の牛肉をいっぱい食べて大きくなってきましたものですから、僕も子育ての観点から安くおいしい牛肉を自己責任のもと子供たちに食べさせてあげたいと思っています。

中村 ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、ご意見として反映していただければと思います。

今お伺いした中で必要なのは、伝え方の問題で、同じことを伝えるのも、伝え方は工夫する必要があるのかなと私は感じました。これはぜひ反映したいなと思っております。

どうぞ。

土井（福岡県生協連合会） どうも何度もいうようですが、国内牛との同等性の評価をしているわけですから、この間、何回もリスクコミュニケーションを開催しながら意見のコンセンサスをやってきたと思うんです。だから、私どもも気をつけますけれども、要は、例えば今の意見ですけれども、特定危険部位だけ除去すれば大丈夫かという意見に対しては、この間、農水と厚労省の皆さん方の見解というのは、それだけ除去してもだめですと。

私にいわせると3点セットなんです。全頭検査から20カ月の検査並びに飼料の規制、同時に特定危険部位の除去。これがあって初めて安全性を考えられるという見解をこの間出しているわけですから、説明される場合、そういう立場で、国内牛との同等性を問うようであればその立場で答えていただきたいし、そういう説明をぜひ繰り返ししていただきたいということを再度述べておきたいと思います。意見です。

中村 ありがとうございます。そういうご意見がございました。

時間が来たもので。ぜひということでございましょうか。では、手短かにお願いできますでしょうか。

平井（エフコープ生協） エフコープ生協で品質管理をしています平井といいます。

ある意味で、狭い意味では同じような仕事をしているわけです。いろいろある食品製造者の中で衛生水準が非常に高いところを選んで取引先にして、協力しながら衛生水準向上を図る。これから厚労省さんや農水省さんがされます輸出プログラム、SRM除去等がきっちり高い水準で確実にできているか、そういうところを査察していくということです。

その際、私が思うのは、後から査察するんじゃなくて、私がこれまでの経験から思うのは、例えていえば入学試験をきっちりして、最初からきっちりしたところをこちらから主体的に選ぶ、そこが本当に大きなポイントになると思います。

そういうことを思っていたら、食品安全委員会の案の中に、32ページ、一番最後のところの終わりから2番目の段落のところに、「考えられるシステムとして、日本向け輸出牛肉等を処理加工する施設の認定制度」というのがありまして、これはいってみれば入学試験をきっちりしましょうという意味だと私はとらえたんですが、この案を、考えられる制度とシステムというよりも、こういうシステムにきなさいとできれば、これは案ですので、正式の答申のとき、こういうシステムにきなさいという形にできれば答申にさせていただいて、そして厚労省さん、農水省さんが本当に日本の方から高い入学試験をやって、日本の方から認定するシステムができればと思います。お願いします。

中村 貴重なご指摘だと思います。こういうシステムを考える、こういう仕組みとか制

度とかやり方が考えられるということもきちんとうたうことが必要だというご指摘です。ぜひ反映していただければと思っております。

少し時間が延びて、司会の不手際ではありますけれども、もう5分ちょっといただきまして、パネラーのお3方に、今日の感想も含めて、あるいは今日いろいろ意見交換をされた上で、お聞きになった上で、重ねてこういう要望があるということも含めて一言ずつお話をいただければと思います。

では、陶山さんからお願いできますでしょうか。

陶山 今発言されたことにもかかわるかと思いますが、今日はプリオン調査会の答申に関するリスクコミュニケーションですが、その内容は今後の管理機関に負うところが非常に多い。そして管理機関としては、答申が出なければ具体的には出せませんと。なおかつ、管理の主体なり多くのところの責任は輸出国にあるんだというお話になると、答申自体が非常に不安定というか、非常に判断が難しいものになってくるなと思っております。

できれば、今もありましたように、もう少し具体的に管理の仕組みをどうするのか、あるいは今後、今それが具体的に書けないのであれば、先ほどもあったように、輸出プログラムが具体的に決まったところでのリスクコミュニケーションなり、そこに対しての経過の情報提供なり、意見の採取も今後考えていっていただきたいと思います。

そういった意味でのさらなる国のわかりやすい情報提供と、今ニュースでは鳥インフルエンザのことも非常に心配されております。今日はBSEに関するリスクコミュニケーションですけれども、さまざまなリスクがあるわけです。それらに対する研究も続けて深めていただきたいし、リスク分析の手法を取り入れた今後の管理であれば、今日のこのコミュニケーションの場での意見を本当に尊重して、多様な観点からのリスク管理をしていただきたいと思っております。

情報面ではマスコミの影響も多大にあります。ぜひともセンセーショナルリズムに走らない報道、情報提供を、私どもとしては期待いたします。私たち消費者あるいは消費者団体としても、さらに情報の共通理解のために努力しますし、またそれに基づいた冷静な判断もしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

中村 かなりたくさんの方の要望が寄せられました。私どもに対する要望もありましたので、真摯に受けとめたいと思います。

では、三宅さん、一言お願いできますでしょうか。

三宅 今日皆さん方とこうしてお話ができ、私自身も勉強になりました。いろいろありましたけれども、評価と管理ということを私たちもう一度勉強し直しても取り組みたいと思っております。

ただ、評価と管理の先のことが、さっき陶山さんの方からいわれましたけれども、どうもマスコミで先に走ってしまって、この場に来て、もう12月には自由化できるよということが、最初から一般の方々は思っていると思います。ですから、順序立てて国民の皆さん方には経過を、情報を流していきなりしていただかないと、「12月には牛肉が入ってくるよ」からスタートしていますが、ここに来れば、いや評価が終わって、その後管理が始まってという話になるんですけども、そういうところは順序が逆だったかなと私自身は思いました。

それから、評価していただきまして答申がありましたならば、やっぱり担当の省の方々は、きちっとそのことについての管理をしていただいて、国民の信頼にこたえていただきたいと思えます。

以上でございます。

中村 私どもにとって耳の痛いご指摘もありました。ありがとうございました。

では、小笠原さん、お願いできますでしょうか。

小笠原 食品安全委員会はリスク機関であります厚生労働省、農林水産省に対しまして、アメリカとカナダの輸出プログラムの監視をきちんとチェックするように重ねて求めていると思います。

食品安全委員会、これまで検討の方に力を入れてこられたわけでございますけれども、やっぱり国民の皆様にはわかりやすい資料をつくっていただきたいと思っています。それをパンフレットなんかにしていただければ、私ども全国に8,500店舗ございますし、そこには毎日1,000万人の人が買い物に来てくださっていますので、そこにそういう資料を置くことはやぶさかではありませんので、そういうことを工夫していただきたいなと思っております。

それからもう1点。我が国は世界から食料をたくさん輸入しているわけでございます。したがって、今回のBSEのような国民の関心の高い品目については、これまでのように水際での監視だけではなくて、輸出に食肉検査官なんかを派遣いたしまして、きちんと輸出管理プログラムが実施されているか、ちゃんとチェックしていただきたい。このような食品安全の管理コストは、国として惜しむべきではないと思っています。そして、

その監視結果は、国民に公表していただきたい。かように思います。よろしく願います。

中村 ありがとうございます。

今、大体お3方のご感想、提言も含めてお話を伺ったんですが、いろいろリスク評価に関する答申案に対するいろんな懸念も出されました。まとめさせていただきますけれども、中でもコミュニケーション、内容とか伝え方の大切さあるいは伝え方を工夫しなければならないというご指摘が多々あったと思います。私どもマスメディアに対するご意見もあるでしょうし、最後の小笠原さんも三宅さんもおっしゃったように、内容をどういう評価をしたのかわかる形で普及させることも大切なものですから、リスクに対するコミュニケーション、意見の交換の仕方、意見の周知の仕方をもう少し工夫したりする必要があるのではないかという印象を持ちました。

ようやくリスクに対する評価の機関とリスクを管理する部門、まだごっちゃになっている部分があるんですが、少し分けて考えようかなという気が出てきたんですが、プラス、コミュニケーション。そういった評価機関、管理機関がそれぞれやったことをどう伝えていくのかということも重要な要素だと思います。用語集にもありますように、評価と管理とコミュニケーションが三位一体になって初めてリスクの分析といえますからリスクのマネジメントができると私どもは考えておりますので、ぜひ皆様のご協力を得ながら、むしろコミュニケーションをよりよい形で確立する方向に持っていきたいなと考えておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

時間が延びて申しわけなかったのですが、これにてパネルディスカッションを終わりたいと思います。今日は本当にどうもありがとうございました。(拍手)

#### (5) 閉会挨拶

司会 皆様、ご熱心なご討議ありがとうございました。もう一度、壇上の方々に温かい拍手をお願いしたいと存じます。(拍手) 大変どうもありがとうございました。

それから、ご出席の皆様、本日は大変貴重な意見、最後まで熱心に聞いていただきましてありがとうございました。最後に、コミュニケーションをもっとしっかりせよということは、担当者としても厳しく受けとめたいと思います。今後とも、食品安全委員会のリスクコミュニケーションについて、いろいろご意見を賜ればと思います。

最後になりましたが、アンケート、それも1つのコミュニケーションでございますので、

よろしくご記入のほどお願いしたいと思います。また、意見・情報の募集は、29日までで  
ございます。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これをもって閉会させていただきます。

午後5時11分 閉会